

第 4 次葛飾区男女平等推進計画（案）について

- 1 区民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施結果について
別添 1 のとおり
- 2 第 4 次葛飾区男女平等推進計画（案）について
別添 2 のとおり

別添1

「第4次葛飾区男女平等推進計画」（素案）の
区民意見提出手続の実施結果

総務部人権推進課

「第4次葛飾区男女平等推進計画」(素案)にかかる区民意見提出手続の実施結果について

- 実施期間 平成23年12月14日(水)～平成24年1月13日(金)
- 閲覧場所 男女平等推進センター、区政情報コーナー、区民サービスコーナー、図書館、
学び交流館、区ホームページ
- 意見提出者 4名
- 意見総数 17件 (同様の意見1件を含む)
- 提出された意見の概要と区の考え方 別紙のとおり

「第4次葛飾区男女平等推進計画」(素案)に対する区民のご意見と区の方考え方

ご意見の要旨		区の考え方	取扱
目標1	課題1「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」- 施策の方向1「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発」		
1	「ワーク・ライフ・バランス」は2008年内閣府から提唱されたが、まだまだこれからの課題であると思う。『ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発』に時間をかけ、力を注いでほしい。	ワーク・ライフ・バランスについては、区の男女平等に関する意識と実態調査をみても、区民の認知度がまだ低い状況です。今後、区民だけでなく、企業に向けてもさまざまな機会に普及・啓発活動を行い、理解を深めるための取組を進めていきます。	○
目標1	課題2「多様な働き方を支援する環境の整備」- 施策の方向1「保育・介護環境の整備」		
2	図6「男女平等社会実現のために充実すべき施策」の要望のトップにある『病気や緊急時に、家事・育児・介護を手助けする制度の充実』に関して。今は病児保育や夜間保育など充実しているが、各地域にあるとよいと思う。また、2人目以降の出産前後の母親支援として、入園前の第1子の一時保育が利用できると思う。また、こうした子育て支援の情報提供が母子手帳配布とともにあるとよいと思う。	病児保育や夜間保育については、子育て支援行動計画(後期)において計画的に整備しています。また、出産に伴う緊急一時保育を実施しており、生後6か月～就学前のお子さんをお預かりしています。子育て支援に関する情報をまとめた「育児支援ガイドブック」を、母子手帳交付時にお渡しする健康バッグに入れており、その中で情報提供をしているところです。	○
目標1	課題2「多様な働き方を支援する環境の整備」- 施策の方向2「女性のための就労支援」		
3	新聞に掲載されていたが、単身女性の3割強が貧困、特に母子世帯は57%とのこと。男女格差は広がっており、女性の雇用の問題は重要な課題と思う。女性が一人でも安心して暮らしていける社会を目指して、葛飾区では男女平等施策をますます進めてほしい。	施策の方向「女性のための就労支援」において、ひとり親家庭が安心して生活できるための支援、就労や生活上さまざまな困難のある女性への支援を進めるための取組を行っていきます。また、女性が希望する働き方ができるための啓発活動等を通して男女平等社会の実現を目指していきます。	○
目標2	課題1「あらゆる暴力の根絶」		
4	配偶者暴力の実態は、表面に出にくいいため、データよりもっと多いのではないかと感じるので、きめ細かな取組が必要と思う。	配偶者暴力の多くは家庭という私生活の場で起こるため、外部からは見えにくく、被害を受けても相談につながらないケースが多数あります。内閣府などの各種調査をみると女性の約3割がなんらかの被害を受けていることが明らかになっていきます。被害者が一人で抱え込むことなく、気軽に安心して相談できる環境を整備するため、施策の方向「相談の充実」において、さまざまな取組を進めていきます。	○

○ 既に計画に盛り込まれている △ 計画の実施等にあたって参考にする □ 意見・要望としてお聞きする

「第4次葛飾区男女平等推進計画」(素案)に対する区民のご意見と区の方考え方

番号	ご意見の要旨	区の方考え方	取扱
目録	目録	目録	目録
5	<p>目標2-1課題1「あらゆる暴力の根絶」</p> <p>関連機関連絡会議の強化を図ってほしい。</p>	<p>△</p> <p>関係機関連絡会議では、被害者支援に関わる所管課及び警察・病院等と、被害者保護や自立に向けた連携のための話し合いを重ねています。会議体の強化については、今後計画事業を進めていく中であり方も含めて検討していきます。</p>	△
6	<p>関連機関間においては、個人情報保護が弊害にならないように連絡を密にしてほしい。</p>	<p>△</p> <p>被害者支援において、関係機関との連携協力は不可欠であることから、施策の方向「被害者支援の充実」において、被害者の個人情報保護しつつも、関係機関との連携の強化を図っていきます。</p>	△
7	<p>被害者支援だけでなく、家族も含め、支援に関わる人々の安全支援も視野に入れてほしい。</p>	<p>△</p> <p>被害者とその家族や支援者の安全を守るには、被害者支援に関わる職員が常に危機管理意識を持って支援にあたることが重要です。施策の方向「被害者支援の充実」において、支援に携わる職員研修等を充実させ、安全の確保に努めていきます。また、警察とも密に連携していきます。</p>	△
8	<p>新規事業が3つも入っており、期待する。また、『配偶者暴力相談支援センター機能の検討・整備』はどのようなのか、関心がある。</p>	<p>□</p> <p>目標2-1課題1-施策の方向1~4は「第2次葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」に該当しており、新規事業を含めた施策の充実を図っていきます。配偶者暴力相談支援センターはDV防止法に基づく施設で、カウンセリングや相談機関の紹介、自立のための情報提供その他援助、保護命令に関すること等を行います。各関係機関と十分調整しながら、相談から自立支援に向けたさまざまな事業等についての機能整備を進めていきます。</p>	□

○既に計画に盛り込まれている △計画の実施等にあたって参考にする □意見・要望としてお聞きする

「第4次葛飾区男女平等推進計画」(素案)に対する区民のご意見と区の考え方

番号	ご意見の要旨	区の考え方	取扱
<p>目標2-1 課題2「お互いの性の尊重と健康支援」-施策の方向1「各年代に応じた健康支援と性教育の充実」</p>			
9	<p>がん検診の受診率が低いため、より一層の支援を望む。</p>	<p>がん検診の受診率は、子宮がん、乳がん、大腸がん検診での節目年齢の方を対象に無料クーポンの送付や“はなしようぶコール”での予約など、受診しやすくなるような取組を進めているところ。受診率は少しずつ向上しているもの、ご指摘いただいたとおりまだまだ低い状況です。がんの早期発見のため、今後さまざまな検診を加え、受診率の向上を図っていきます。</p>	△
10	<p>葛飾区は小規模企業も多く、また専業主婦には健診の機会が少ないため、健診の充実を望む。</p>	<p>平成20年度に国の医療制度改革の一環として健康診断の方法が変わりました。新しい制度では40歳から75歳未満の方は医療保険者(国民健康保険・被用者保険など)の責任で生活習慣病の予防に重点を置いた特定健康診査を実施しています。したがって、専業主婦の方もこの特定健康診査を受診しますので、健診の機会は確保されています。</p> <p>区独自の追加健康診査として、被用者保険の被扶養者の方を対象に保険者が実施する健診に上乘せして、国民健康保険加入者と同等の検査項目となる健診を実施しています。</p> <p>なお、40歳未満の方については区独自の健診(20歳代30歳代健康診査、子育てママの健康チェック)を実施するなど各年代で健診できる機会を設けております。</p>	○
<p>目標3-1 課題1「男女平等意識の確立」</p>			
11	<p>『男女平等意識の確立』は、全てに先立って重要だと思う。特に、学校での人権教育やその指導が適切に行われ、男女平等意識の基礎ができれば、DVなどの被害者も加害者も減っていくと思うので、取組を望む。</p>	<p>学校においては、子どもたちが男女平等意識のもとに個性と能力を發揮できるように育つための男女平等教育・人権教育を進めており、学校教育とともに家庭や地域での男女平等意識を高めるための学習機会の充実に向けた取組を進めています。</p> <p>また、目標2-1 課題1-施策の方向1「配偶者暴力の未然防止」において、将来子どもたちが新たな被害者・加害者とならないよう、暴力の未然防止に向けた啓発に取り組んでいきます。</p>	○

○既に計画に盛り込まれている △計画の実施等にあたって参考にする □意見・要望としてお聞きする

「第4次葛飾区男女平等推進計画」(素案)に対する区民のご意見と区の考え方

番号	ご意見の要旨	区の考え方	取扱
計画の推進－推進体制の強化に向けた取組－「男女平等推進センター機能の充実」			
12	男女平等推進センター機能の、より一層の充実を願っている。また、これまで通りの体制で取り組んでほしい。(指定管理者制度など、取り入れないでほしい。)	男女平等の拠点として、男女平等推進センターがより多くの区民の方に活用されるよう、広く周知に努め、各種事業を充実していきます。	<input type="checkbox"/>
《同様の意見1件》			
計画の推進－推進体制の強化に向けた取組－「男女平等推進計画の進捗管理」			
13	葛飾区基本計画等との全庁的な取組を後押しするため、審議会だけではなく推進本部の会議を定期的に開催してほしい。	男女平等推進のための施策は全庁的に取り組む必要があることから、男女平等推進本部を定期的に開催し、施策の進行管理を行います。	<input type="checkbox"/>
計画の推進－推進体制の強化に向けた取組－「区職員の意識啓発」			
14	『区職員の意識啓発』は重要かつ緊急の課題である。或る会で「ワーク・ライフ・バランスとはどういう意味か」との問いに適切に答えられない職員がいた。区職員の意識啓発には力を入れてほしい。	区は男女平等社会の実現に向けて先導的な役割を果たす必要があるため、区職員の男女平等意識への理解が深まるような研修等の取組を行います。	<input type="checkbox"/>
課題ごとの数値目標			
15	数値目標の設定による進捗管理はわかりやすいので良いと思う。見直しの際には達成に至らぬ原因の分析をし、次に活かしてほしい。	第4次計画では課題ごとに数値目標を設定しました。数値目標は中間年度に見直すこととし、見直しの際には、ご意見のとおり、今後に活かすための分析を行います。	<input type="checkbox"/>
その他			
16	計画の体系について、目標、課題の設定、取組(施策の方向)ともに、よく練られていると思う。今後の取組、進捗状況を見守ってほしい。	男女平等社会の実現に向けて、この計画を区民と共有し推進できるよう、さまざまな機会をとらえて区民・事業者等に周知するとともに施策に取り組んでいきます。	<input type="checkbox"/>

○既に計画に盛り込まれている △計画の実施等に当たって参考にする □意見・要望としてお聞きする

別添 2

第 4 次葛飾区 男女平等推進計画 (案)

平成 2 4 年度 ~ 平成 2 8 年度
(2 0 1 2 年) (2 0 1 6 年)

葛 飾 区

目次

1	基本的な考え方	
	第4次葛飾区男女平等推進計画の策定にあたって	2
	計画の性格	4
	推進期間	4
	基本理念（葛飾区男女平等推進条例第3条より）	6
2	計画の体系	
	計画の体系	8
3	計画の内容	
	目標1：男女がともに協力しあい、 仕事も暮らしも楽しめるまち かつしか	
	課題1：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	12
	課題2：多様な働き方を支援する環境の整備	16
	目標2：男女がともに人権を尊重しあい、 自分らしく生きることが出来るまち かつしか	
	課題1：あらゆる暴力の根絶	20
	課題2：お互いの性の尊重と健康支援	27
	目標3：男女がともに平等意識をもって、 個性と能力を発揮できるまち かつしか	
	課題1：男女平等意識の確立	30
	課題2：あらゆる分野への男女の参画促進	34
	計画の推進：男女平等推進のために	
	推進体制の強化に向けた取組	37
	国・都等との連携	38
4	計画事業体系図・事業一覧	
	計画事業体系図	42
	計画事業一覧	48

5 課題ごとの数値目標

課題ごとの数値目標	58
-----------	----

6 資料編

○関係法令

葛飾区男女平等推進条例	60
葛飾区男女平等推進審議会規則	65
葛飾区男女平等推進本部設置要綱	66
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	69
男女共同参画社会基本法	79
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	85

○第4次葛飾区男女平等推進計画の策定経過	96
----------------------	----

○葛飾区男女平等推進審議会委員名簿	98
-------------------	----

○男女共同参画関連年表	99
-------------	----

1 基本的な考え方

第4次葛飾区男女平等推進計画の策定にあたって

1 葛飾区における男女平等推進の取組

葛飾区では、平成元年（1989年）に区の女性問題解決に向けた拠点として、「葛飾区女性センター」を設置しました。平成8年（1996年）には第1次となる「男女平等社会実現かつしかプラン—葛飾区女性行動計画—」を策定し、以後、「葛飾区男女平等推進計画（第2次）」を経て、現在は平成19年（2007年）に策定した「葛飾区男女平等推進計画（第3次）」により葛飾区男女平等推進のための施策を進めてきました。平成16年（2004年）には、葛飾区男女平等推進条例を施行し、女性も男性も積極的に男女平等社会づくりに参画できるよう、葛飾区女性センターの名称を「葛飾区男女平等推進センター」と改めています。

また葛飾区では、配偶者暴力（DV）防止のための事業として「女性に対する暴力相談（DV相談）」、DV関係機関連絡会等を早くから実施してきたところです。さらに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正を受け、平成21年（2009年）に「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」を策定するなど、被害者支援のための取組を充実させてきました。

現在進行中の「葛飾区男女平等推進計画（第3次）」における122の計画事業については、廃止事業が4事業あるものの、新たに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための事業等3事業を加えるなど、おおむね順調に推進しているところです。

平成22年（2010年）には、第4次となる男女平等推進計画を策定する基礎資料とするとともに、男女平等推進施策に役立てていくため「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（以下「区意識調査」という。）を実施し、計画の検討を重ねてきました。

2 第4次計画における重要な視点

葛飾区では、葛飾区男女平等推進条例でうたわれている「男女が、生まれながらに持つ身体の違いを認めつつも、互いに人格を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮し、協力し合う男女平等社会」を実現するため、男女平等推進施策を進めています。

しかし、葛飾区の政策・方針などの意思決定の場への女性の参画は徐々に進んではいるものの、参画率としては区の目標としている30%に届かず、女性の意見を反映できる機会は未だに少ない状況にあります。行政サービスを受ける区民の半数は女性です。区の政策に女性の視点を取り入れ、区民のニーズに沿ったサービスを提供していくため、より一層女性の参画を推進することが求められます。

また、働く女性の6割は妊娠・出産時に仕事を辞めていたり、働いている女性の2人に1人は雇用形態（非正規・パート等）に課題があるなど、働く場における男女共同参画も十分に進んでいない状況にあります。区意識調査においても、特に、子育てや介護に関するハード面やサービスの充実を求める区民が多いことから、仕事と育児、介護の両立支援施策をさらに進める必要があります。また区意識調査では、ハード面の整備だけでなく、これまでの働き方や意識を変える必要性についての意見が多く、ワーク・ライフ・バランスを推進するための意識啓発が求められています。

さらに、女性に対するあらゆる暴力の根絶のための取組の重要性は増しています。葛飾区では、平成21年（2009年）に策定した「配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」に基づき、主に相談や啓発活動に取り組んできました。しかし区意識調査では、DV被害を受けた女性のうち、相談したとの回答が約4割にとどまっています。より一層のDV相談窓口等の周知の充実及び「家庭内であれ暴力は犯罪である」という暴力防止のための意識啓発を進める必要があります。

葛飾区では、これらの課題に対し、総合的かつ計画的に施策を進めていくため、第4次の男女平等推進計画として策定するものです。策定にあたっては、平成24年度からの「第2次葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」を内包した計画としています。

さまざまな世代に向けて計画のより一層の周知を図りながら、男女平等社会の実現に向けて施策に取り組みます。

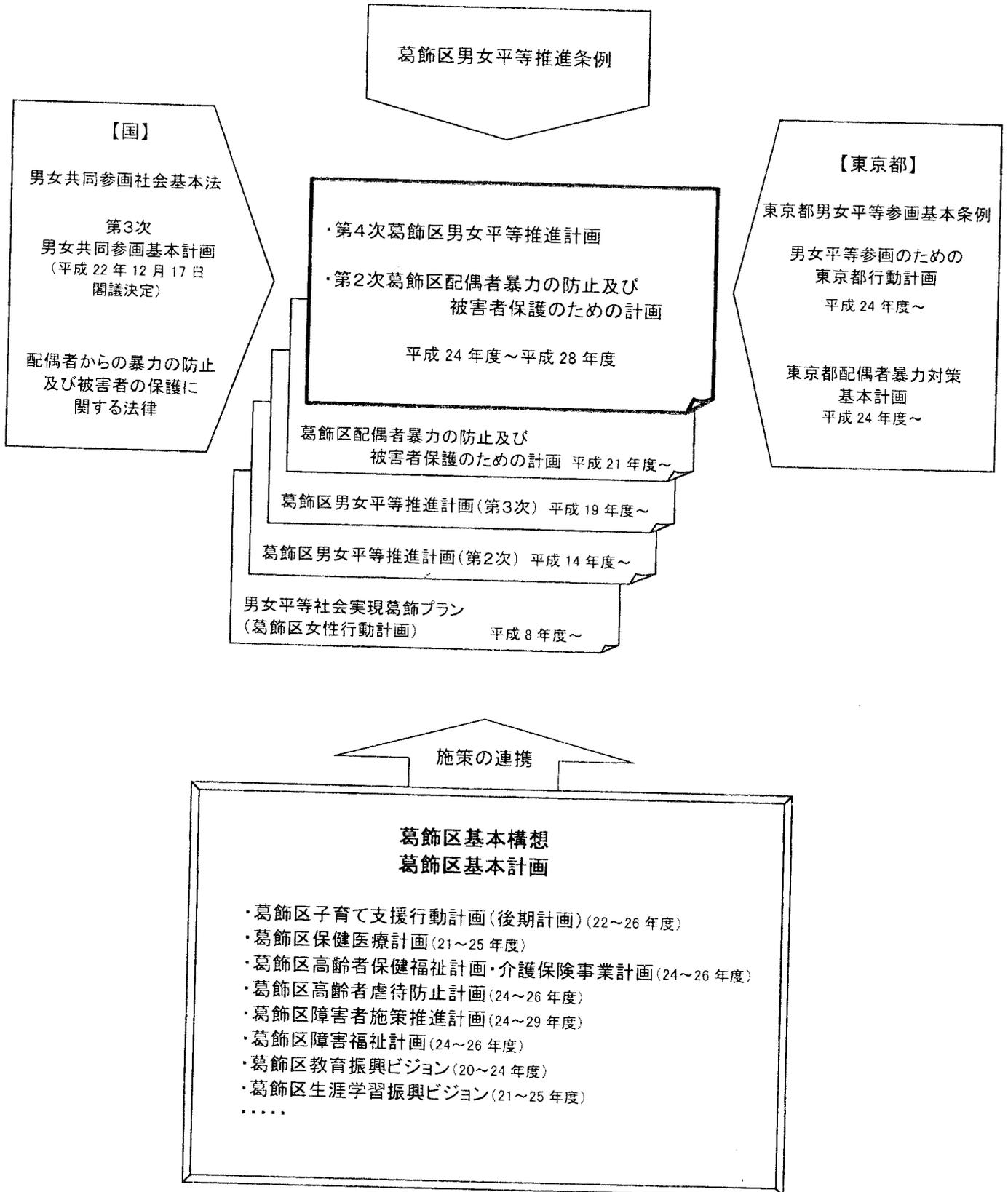
計 画 の 性 格

- (1) 葛飾区男女平等推進条例の理念を実現するために、同条例第8条に基づき策定する計画です。
- (2) 「葛飾区男女平等推進計画（第3次）」を継承し、さらに発展させるために策定した計画です。
- (3) 広く区民の意見を取り入れ、地域社会の現状に合致させた計画です。
- (4) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当する計画です。
- (5) この計画の目標2の課題1中、施策の方向1～4は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」に該当し、「第2次葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」として位置づけます。
- (6) 国や東京都の計画及び取組との整合性を図った計画です。

推 進 期 間

平成24年度（2012年度）から平成28年度（2017年度）までの5年間とします。

【葛飾区男女平等推進計画の位置付け】



基本理念（葛飾区男女平等推進条例第3条より）

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会（方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。）を保障されること。

2 計画の体系

目標

目標1

男女がともに協力しあい、
仕事も暮らしも楽しめるまち かつしか
誰もが仕事と家庭を大切にしたい。高い暮らしを営むことができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

目標2

男女がともに人権を尊重しあい、
自分らしく生きることができるまち かつしか
男女が互いの人権を尊重し、生涯にわたって心もからだも健康に暮らすことができる、暴力のない社会の実現に向けて地域全体で取り組みます。

目標3

男女がともに平等意識をもつて、
個性と能力を発揮できるまち かつしか
男女があらゆる分野で活躍し、多様な意見が反映された活力ある地域社会となるよう、意識の改革や男女の参画に向けて取り組みます。

計画の推進

男女平等推進のために

課題

1 仕事と生活の調和
（ワーク・ライフ・バランス）の推進

2 多様な働き方を支援する環境の整備

1 あらゆる暴力の根絶

2 お互いの性の尊重と健康支援

1 男女平等意識の確立

2 あらゆる分野への男女の参画促進

推進体制の強化に向けた取組

国・都等との連携

施策の方向

1 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

2 働き方の見直しに関する企業への働きかけ

3 男性の子育てや介護への参画支援

1 保育・介護環境の整備

2 女性のための就労支援

3 個人の希望に応じた働き方への支援

1 配偶者暴力の未然防止

2 配偶者暴力の早期発見の推進

3 相談の充実

4 被害者支援の充実

5 あらゆる暴力防止に向けた取組

1 各年代に応じた健康支援と性教育の充実

2 メディア・リテラシーの向上

1 男女平等の視点に立った意識改革の推進

2 男女平等教育の推進と生涯学習の充実

1 女性の能力発揮支援

2 政策・方針決定過程への女性の参画推進

3 地域活動への参画促進

男女平等推進センター機能の充実

男女平等推進計画の進捗管理

区職員の意識啓発

区民・民間団体等との協働

体 系 図

※点線内は、「第2次葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」として位置づけられます。

3 計画の内容

目標 1 : 男女がともに協力しあい、 仕事も暮らしも楽しめるまち かつしか

誰もが仕事と家庭を大切にした質の高い暮らしを営むことができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（※1））を推進します。

課題 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事の充実と仕事以外の生活の充実をともに実現することは、人間らしく豊かな生活を送るうえで必要なことであり、男女がともに多様な働き方、生き方が選択できる社会をつくることです。

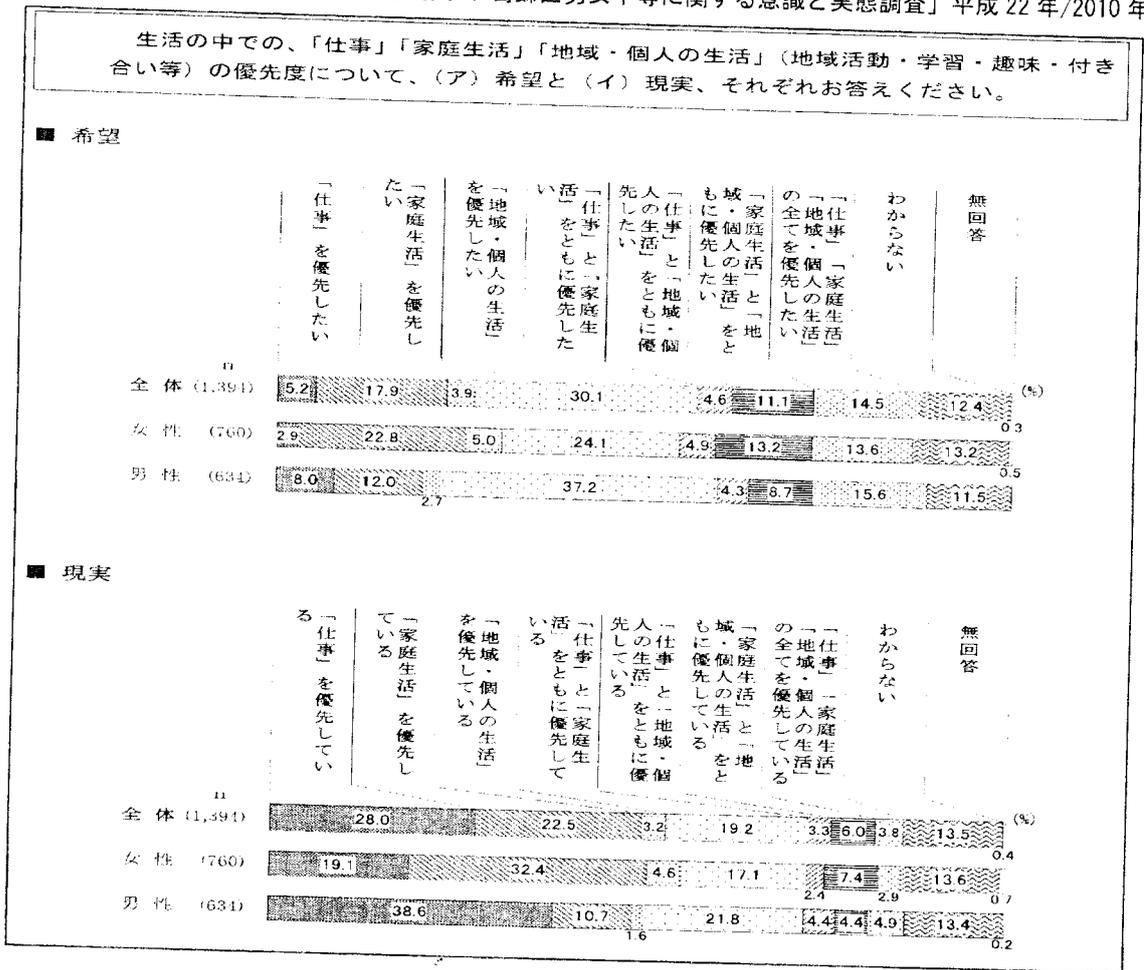
しかし「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（以下、「区意識調査」という。）では、男女とも「仕事と家庭生活をともに優先したい」という希望が一番多いものの、現実には男性は「仕事」を、女性は「家庭生活」を優先しており、男女ともに生活の中での優先度では希望と現実には大きなギャップがあります（図1）。また、男女の不平等を感じる点として「家事や育児のほとんどを女性が担っていること」を女性が、「男性が仕事に追われ、家事・育児等家庭生活にかかわりにくいこと」を男性が多く挙げており、男女がこれまでの働き方や生き方を見直すためにも、ワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります（図2・図3）。

また、ワーク・ライフ・バランスは行政の取組のみで実現できるものではなく、とりわけ企業における取組が重要です。企業がワーク・ライフ・バランス推進に取り組むことにより、男女の別なく誰もが働きやすい職場環境の整備、優秀な人材の確保・定着、企業のイメージ向上といった効果が期待されます。企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて、より周知する必要があります。

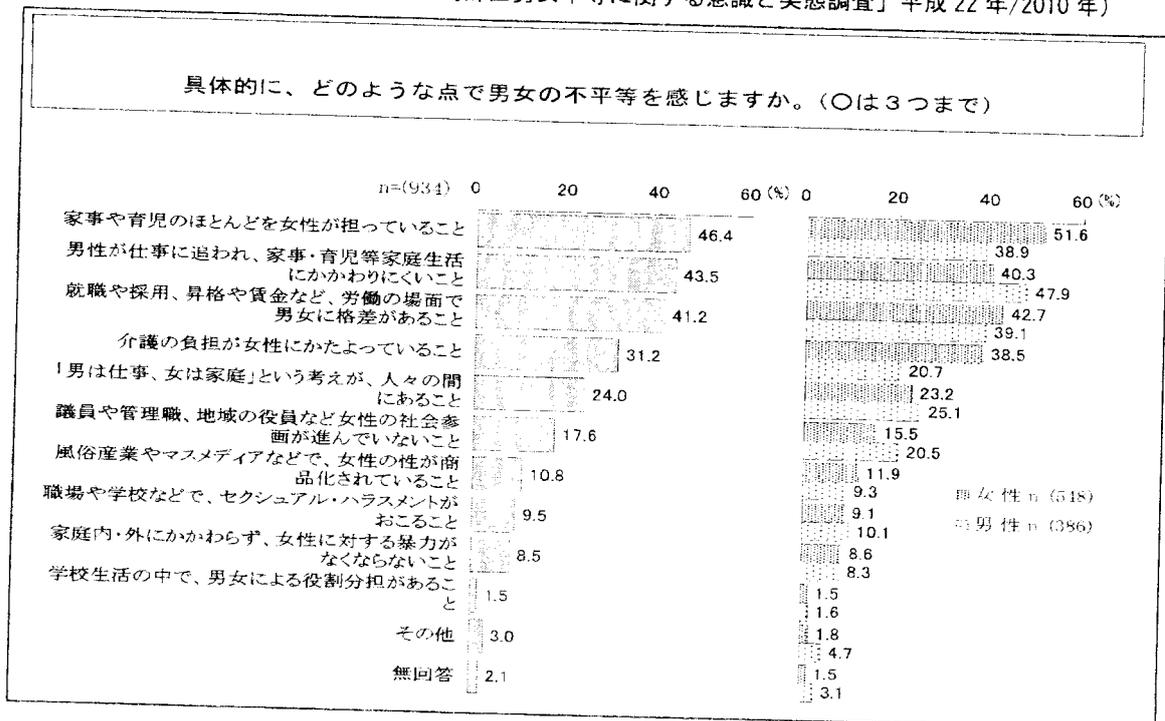
明日を担う子どもたちが、将来生きがいや働きがいを感じ、自分らしく生きることができるよう、今、社会全体でワーク・ライフ・バランスを推進することが求められています。

（※1）ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できる状態をいいます。

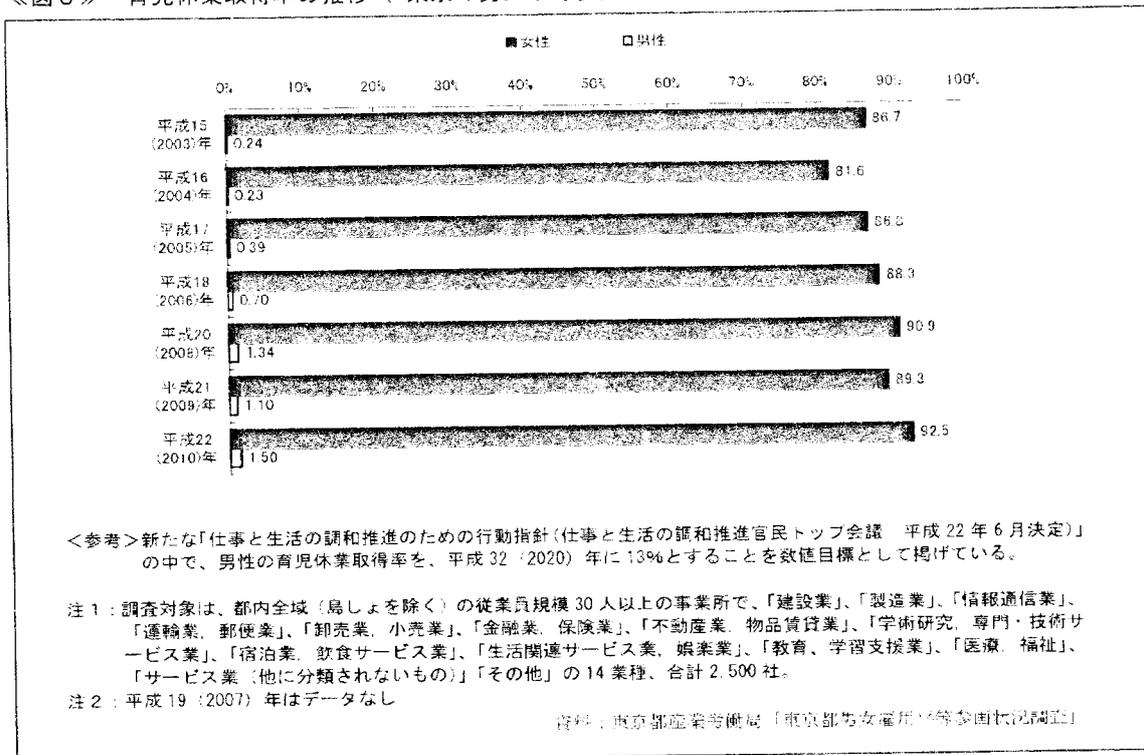
《図1》 生活の中の優先度の希望と現実（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年）



《図2》 男女の不平等を感じる点（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年）



《図3》 育児休業取得率の推移（「東京の男女平等参画データ 2011」平成23年/2011年）



施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

一人ひとりのライフスタイルや、就職・結婚・出産・退職など人生の各段階に応じた生活を充実できるよう、ワーク・ライフ・バランスの意義を子どもも含めて広く区民に周知し、理解を深めるための取組を行います。

取組	取組内容	所管課
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発	さまざまな世代を対象に、ワーク・ライフ・バランスへの関心と理解を深めるための活動を行います。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発 ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会 ・葛飾区職員次世代育成支援計画 第二期(特定事業主行動計画)に基づく仕事と生活の調和の推進	人権推進課 人事課

施策の方向2 働き方の見直しに関する企業への働きかけ

ワーク・ライフ・バランス推進には、企業の意識改革が重要です。長時間労働の是正など、誰もが働きやすい職場環境を整備することは、その企業が求める多様な人材の確保・定着や企業イメージの向上につながります。このようなメリットについて、さまざまな機会に企業向けの啓発を行うほか、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を支援します。

取組	取組内容	所管課
企業の職場環境の整備に向けた支援	<p>企業を対象としたワーク・ライフ・バランスに関するさまざまな活動に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業向け仕事と生活の調和応援事業 ・企業向けセミナー ・事業所向け啓発誌の発行 ・企画講座(企業向け) 	<p>人権推進課 産業経済課</p>

施策の方向3 男性の子育てや介護への参画支援

男女ともこれまでの働き方を見直し、家事・育児・介護などをともに担っていくことが大切です。特に男性に向けて、充実した家庭生活を送ることができるきっかけづくりを進めます。

取組	取組内容	所管課
男性の家事・育児・介護への参画支援	<p>男性の家庭生活参画を促すための情報提供や、実践的な講座などを行います。また、参加者同士による情報交換等、ネットワークづくりに向けて支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の家庭生活参画促進に関する普及・啓発 ・男性の家庭生活参画・ネットワークづくり支援 ・ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業 	<p>人権推進課 関係各課 福祉管理課</p>

課題2 多様な働き方を支援する環境の整備

長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、正社員以外の労働力を求める企業が増える中、正社員は依然として長時間労働を強いられている状況が続いています。また、共働き世帯が被用者世帯の過半数を占めるようになっていますが、男性を主たる稼ぎ手とする社会の制度はこうした変化への対応が十分にできているとはいえません。一方で、少子高齢化による労働人口の減少により、これまで以上に女性や高齢者の活躍が期待されているところです。

葛飾区の女性の労働力率を見ると、「M字カーブ」(※2)の底に当たる部分は東京都よりも高く、その後の値は国よりも高いことから、再就職する女性が多く、しかも長期にわたって働いていることがわかります(図4)。

区意識調査では、望ましい女性の働き方として、子育ての時期は仕事を辞め、子どもが大きくなってからの再就職を望む意見が男女とも多く(図5)、仕事を中断した女性の再就職への支援が求められています。また、仕事と子育て・介護などの両立支援を望む声は多く、安心して仕事を続けながら子育て・介護ができる環境整備が求められます(図6)。

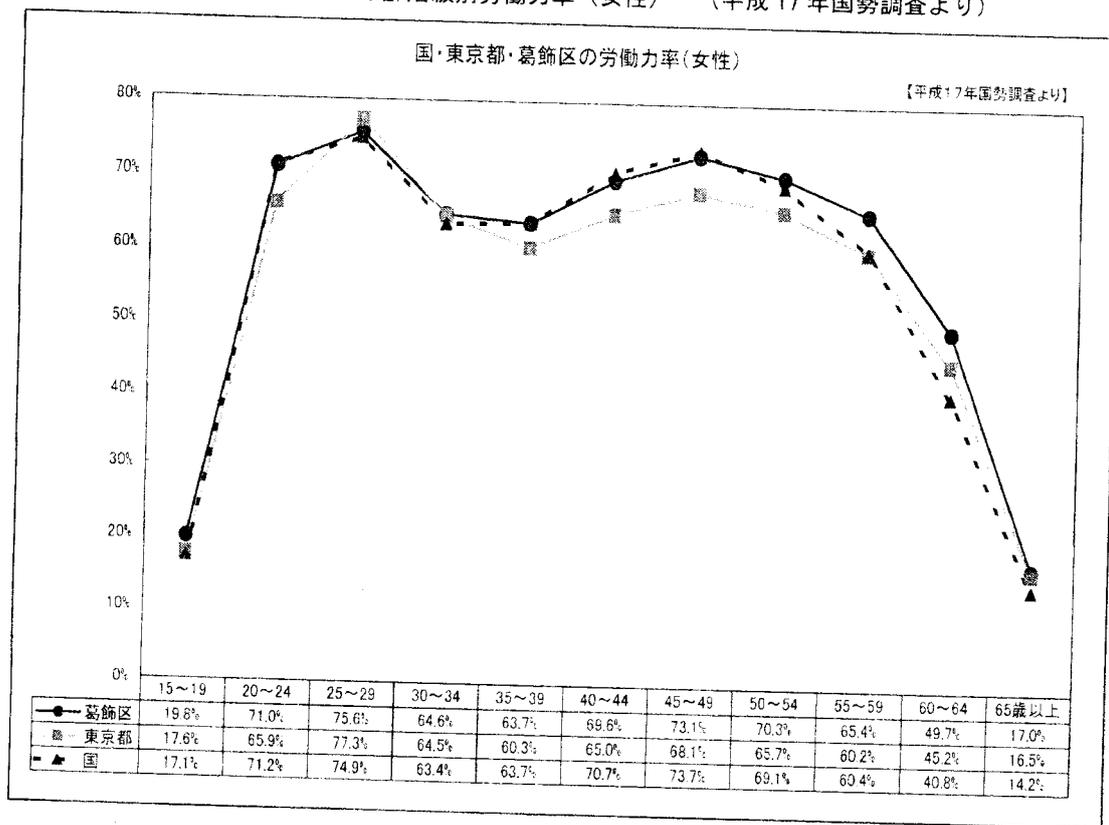
男女の就労に関して、国は男女雇用機会均等法を平成19年(2007年)に改正し、新たに男女双方に対する差別の禁止や、事業主のポジティブ・アクション(※3)などを盛り込みました。しかし、女性の多くは未だに雇用の場における男女格差を感じており、出産・育児等に伴う離職によるキャリアの中断や再就職の難しさなど、希望する働き方の選択肢が限られています。

男女の収入格差やパート・派遣という不安定雇用の増加等、社会構造に課題があることを踏まえ、女性の自立に向けた力を高める支援とともに、セーフティネットを含めた生活上の支援も求められています。

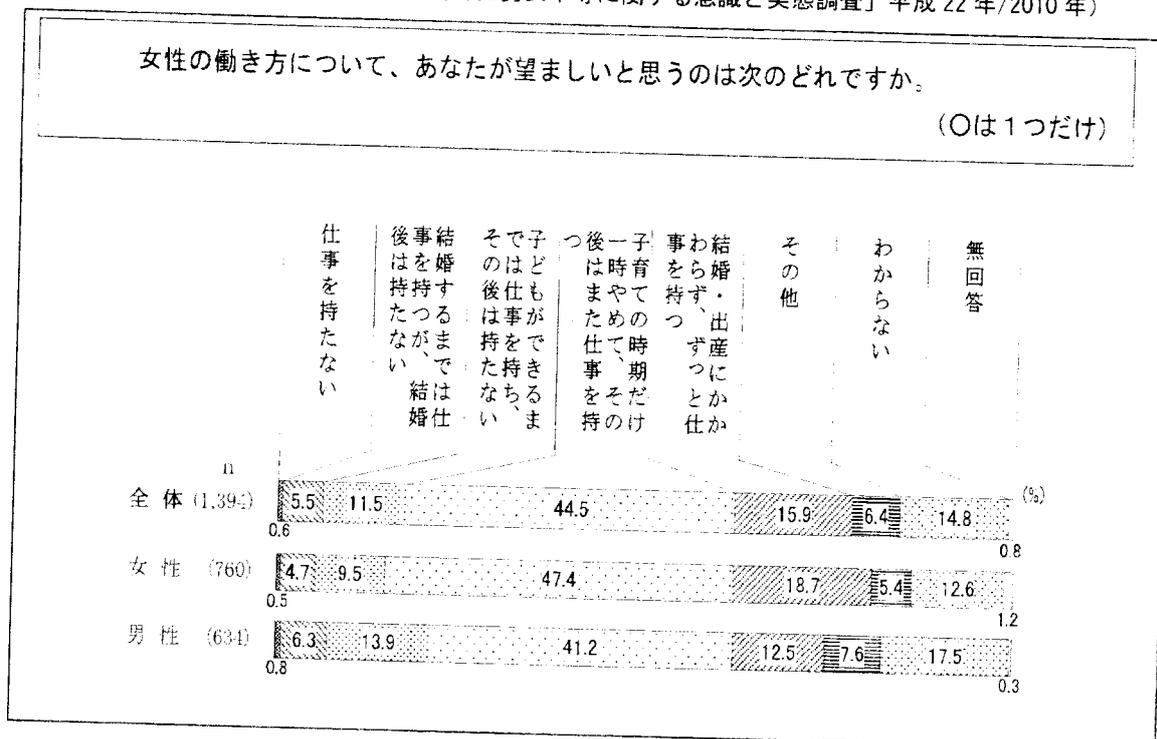
(※2) M字カーブ：日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になります。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにあります。なお、国際的にみると、台形型に近づいている国が多くあります。

(※3) ポジティブ・アクション：固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から「営業職に女性がほとんど配置されていない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」などの差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

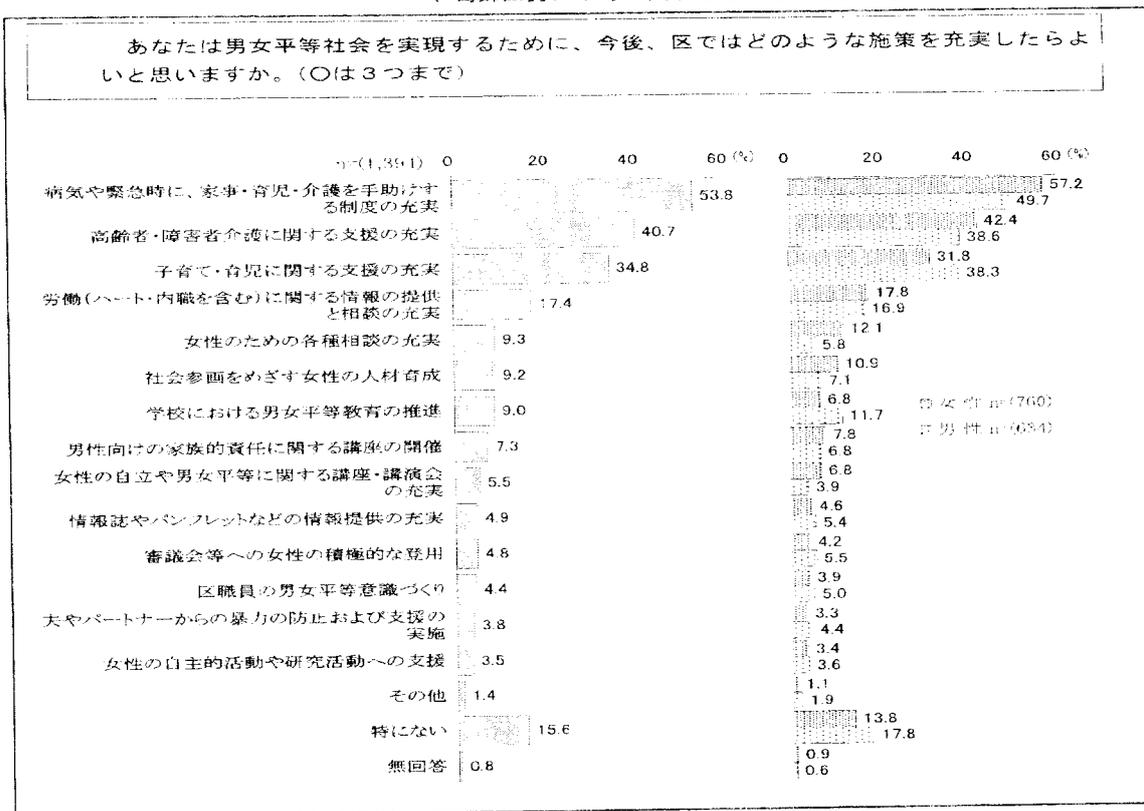
《図4》 国・東京都・葛飾区の年齢階級別労働力率（女性）（平成17年国勢調査より）



《図5》 望ましい女性の働き方（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年）



《図6》 男女平等社会実現のために充実すべき施策
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年)



施策の方向1 保育・介護環境の整備

仕事と子育て・介護の両立支援のための環境整備、高齢者や障害のある人が安全で安心して暮らすための環境整備を進めます。

取組	取組内容	所管課
保育園・学童保育クラブの環境整備	働く男女が安心して仕事と子育てを両立できるよう、また、子どもが安全に過ごせるよう、保育施設の環境整備を進めます。 ・保育園の多様な保育サービスの充実 ・学童保育クラブ事業の充実	子育て支援課 保育管理課
介護環境の整備	働く男女が安心して仕事と介護を両立できるよう、また、介護される人も安心して過ごせるよう、介護環境の整備を進めます。 ・在宅介護支援事業 ・高齢者施設の整備支援 ・障害者の日中活動の支援 ・介護サービスの適切な提供の推進 ・しあわせサービス事業	高齢者支援課 介護保険課 福祉管理課(社会福祉協議会) 障害福祉課
子育て支援サービスの充実	父親も母親も安心して子育てができるよう、さまざまな子育て支援に関するサービスの充実を図ります。 ・のびのびひろば事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・ショートステイ・トワイライトステイ事業 ・子育て講座(家庭教育講座) ・子育て・育児グループの育成支援 ・家庭教育応援制度	育成課 子ども家庭支援課 地域教育課

施策の方向2 女性のための就労支援

希望する女性が出産や育児などで離職することなく継続して働けるよう、また一時離職した女性の再就職などの支援に取り組みます。

また、生活上さまざまな困難のある女性への支援を進めます。

取組	取組内容	所管課
女性の就労に向けた支援	働きたい女性の就職・再就職に向けて、さまざまな角度からの支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得支援 ・再就職講座 ・女性のためのしごと相談【新規】 	産業経済課 人権推進課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭が安心して生活できるよう支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母の就労支援事業 ・ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業《再掲》 	子育て支援課 福祉管理課

施策の方向3 個人の希望に応じた働き方への支援

だれもが、それぞれの希望に応じた多様な働き方を選択できるよう、資格取得や起業に向けた支援を行います。

取組	取組内容	所管課
多様な働き方に関する情報提供・支援	個人の希望に応じた働き方を実現するための情報提供や支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業・区民向け情報誌等による啓発及び雇用促進事業 ・資格取得支援《再掲》 ・開業セミナー ・障害者就労支援事業 	産業経済課 障害福祉課

目標2：男女がともに人権を尊重しあい、 自分らしく生きることができるまち かつしか

男女が互いの人権を尊重し、生涯にわたって心もからだも健康に暮らすことができる、暴力のない社会の実現に向けて地域全体で取り組みます。

課題1 あらゆる暴力の根絶

配偶者暴力（※4）は、人間の尊厳をも傷つける重大な人権侵害行為です。「暴力」とは、身体的なものだけでなく、心を傷つけることや精神的に支配することも含みます。配偶者暴力は配偶者間にとどまらず周囲の者にも及ぶ場合があります、特に子どもへの暴力は深刻です。直接的な暴力を受けるだけでなく、その現場を目撃すること、暴力を受けた母親がそのはけ口として子どもに対して身体的・心理的暴力をふるう、ネグレクト（※5）するなど、配偶者暴力と児童虐待は密接な関係にあります。また、若年層を中心とする交際相手からの暴力（デートDV）も問題になっています。

配偶者暴力に関する相談は年々増加し、特に区市町村における相談件数の増加は著しいものがあります（図7）。しかし区意識調査では、何らかの被害を受けたと回答した女性は3割に達していますが、そのうちの5割以上が「相談しなかった（できなかった）」と回答し、被害を受けても公的な機関への相談につながりにくいことがわかります（図8・9）。また、配偶者暴力の防止及び被害者支援のために必要なこととして、配偶者暴力防止の意識啓発と緊急時の対応が多く挙げられています（図10）。

被害者支援においては、早期発見から通報・相談・一時保護・生活再建に至るまで、各段階における適切な対応と本人の意思を尊重した支援を行い、被害者が安全で安心した生活を送れることが重要となります。被害者は、生活や就業、子どものことなど複合的な課題を抱えていることが多いことから、関係機関との連携を強化し、切れ目のないきめ細やかな支援を充実させる必要があります。

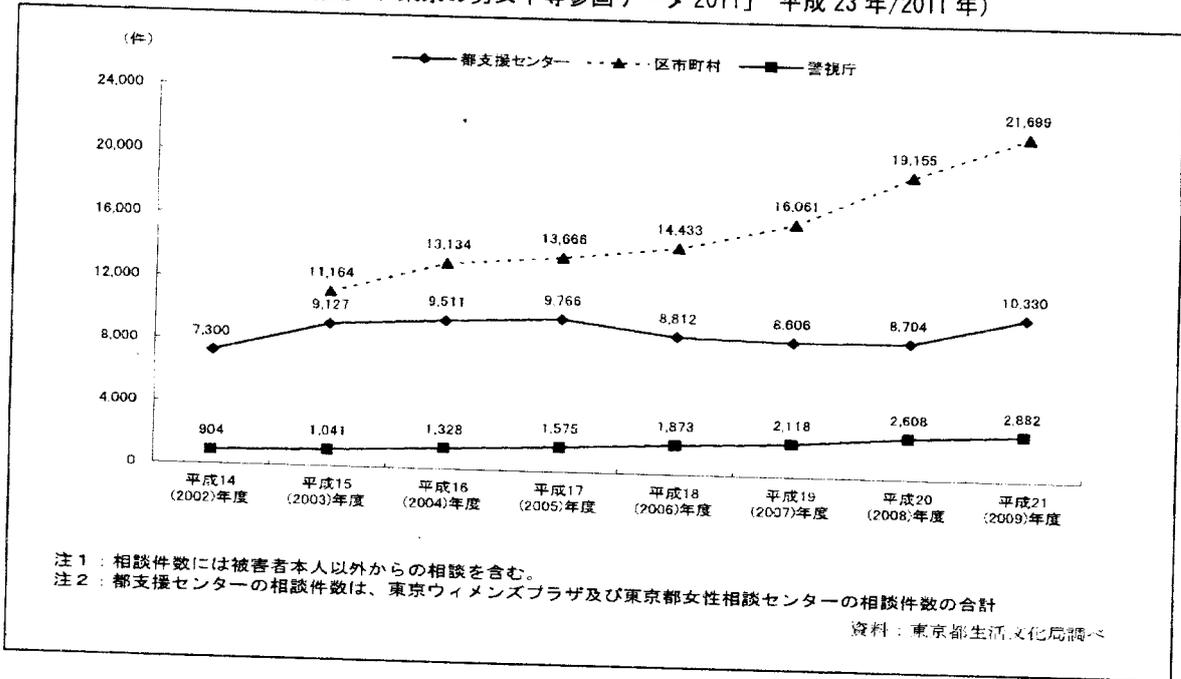
配偶者暴力だけでなく、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性暴力、児童虐待や高齢者虐待等、あらゆる暴力の防止に対する啓発は、さまざまな機会をとらえて進めていくことが重要です。

男女がともに人権を尊重しあい、全ての人が安心して暮らせる社会を実現するため、あらゆる暴力の根絶に向け、全力で取り組むことが求められます。

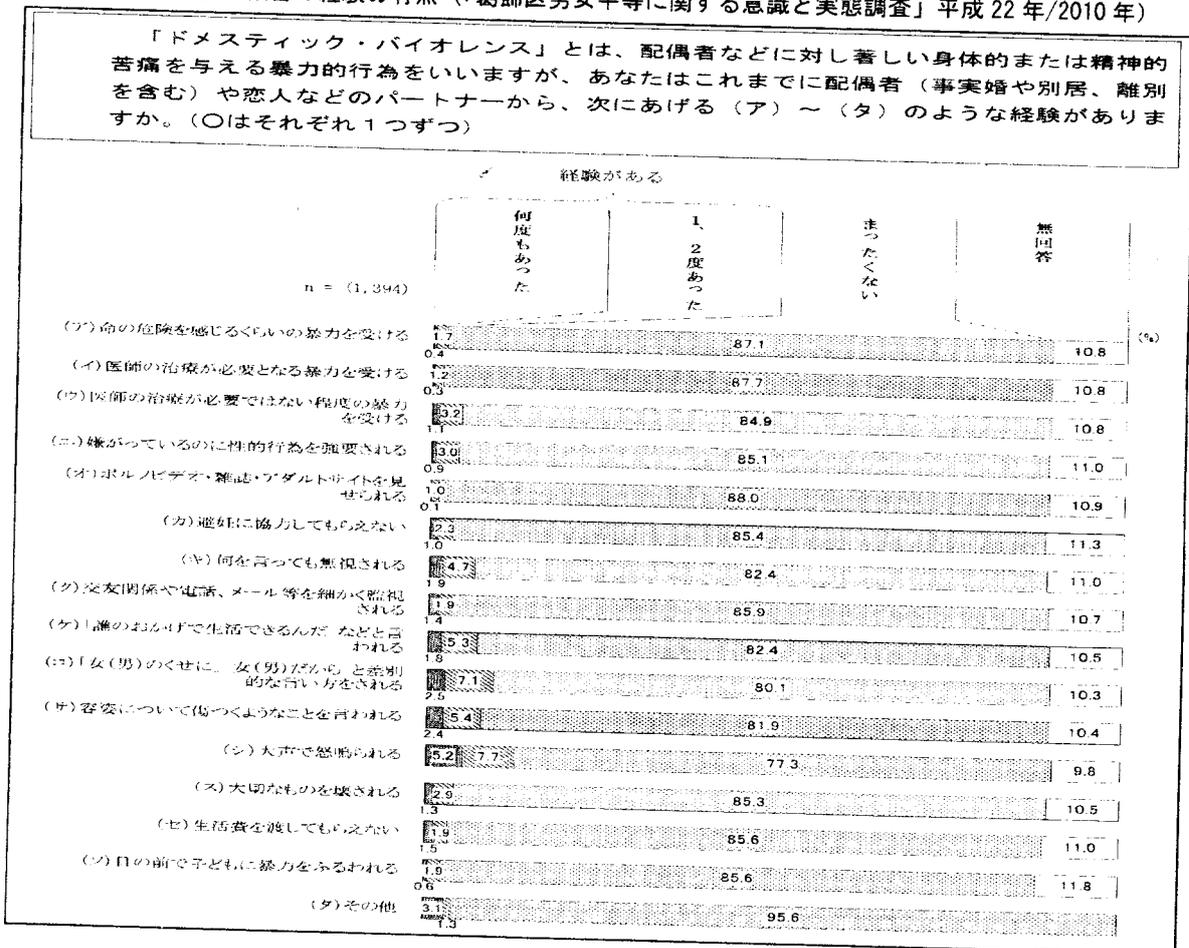
（※4）配偶者暴力：配偶者や恋人など、親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、人格を否定するような暴言を吐くこと、無視すること、交友関係や行動を細かく監視するなどの精神的暴力、性的行為の強要や避妊に協力しないなどの性的暴力などがあります。

（※5）ネグレクト：児童虐待の一種。児童虐待は一般的に身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトの4種類に区別され、重複して起こることがあります。ネグレクトは保護者の養育の怠慢や拒否により健康状態を損ない、場合によっては生命に危険を及ぼすことがあります。

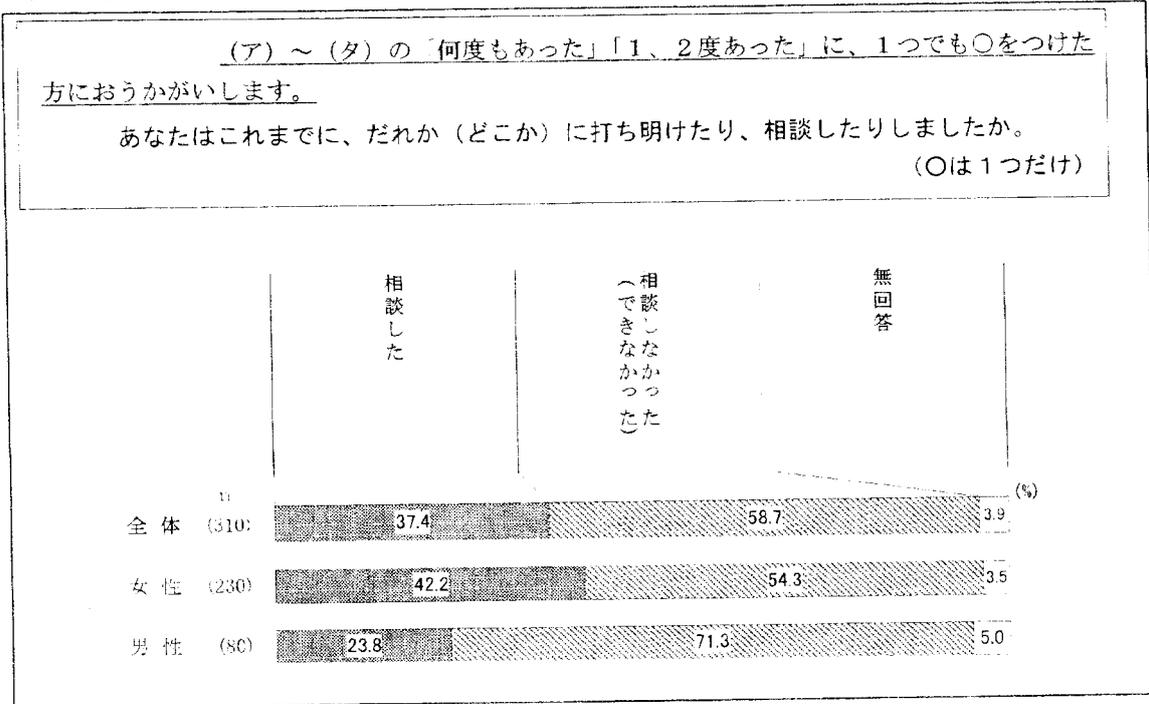
《図7》 都内相談件数の推移（「東京の男女平等参画データ 2011」平成23年/2011年）



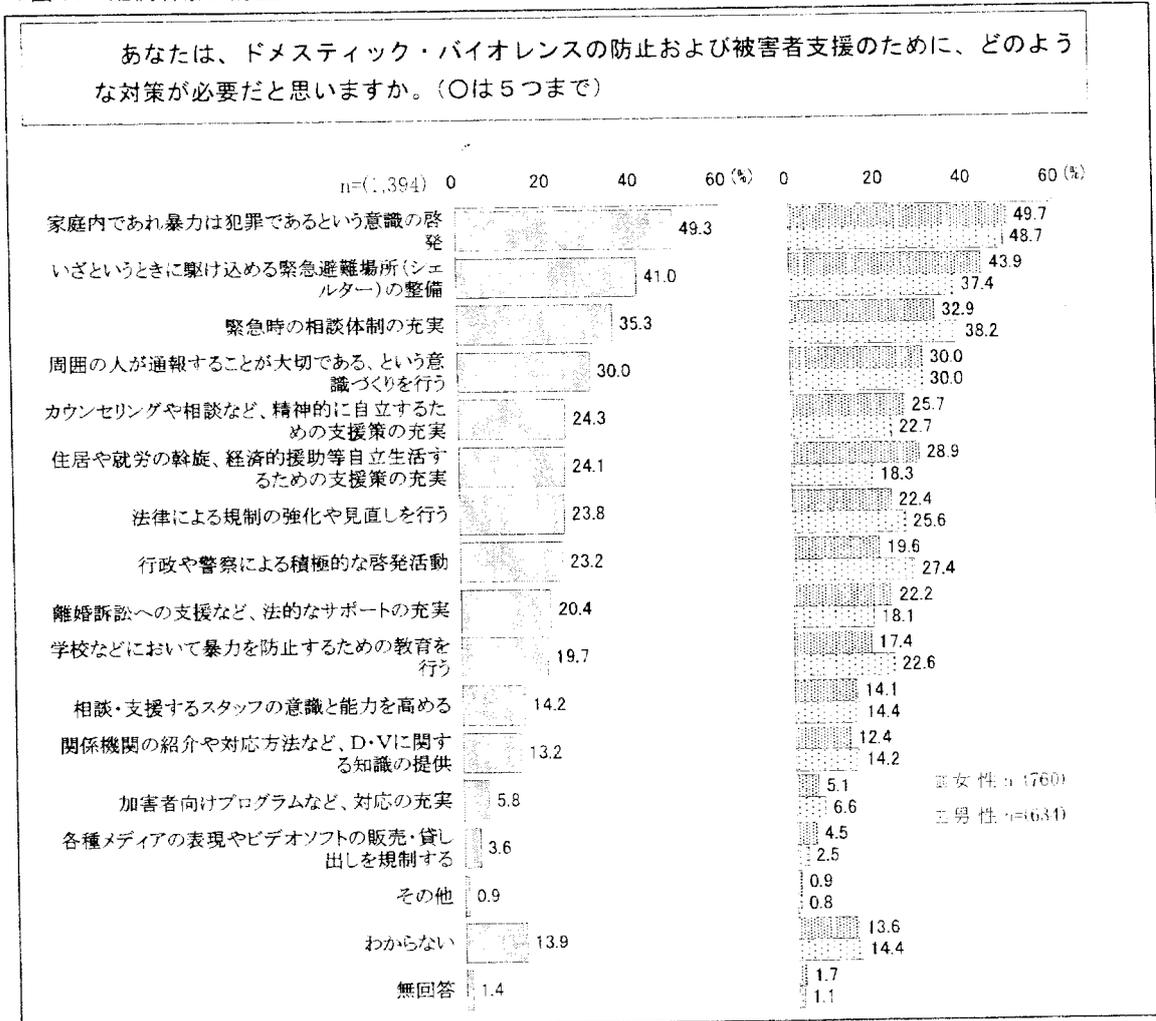
《図8》 配偶者暴力被害の経験の有無（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年）



◀図9▶ 配偶者暴力被害の相談の有無（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年）



◀図10▶ 配偶者暴力防止に向けた取組（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年）



※施策の方向1～4とその事業は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村計画」に該当し、「第2次葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」として位置づけます。

この計画では、予防・啓発の観点において、幅広く、交際相手からの暴力についても対象とします。

施策の方向1 配偶者暴力の未然防止

配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を、さまざまな機会をとらえて啓発します。特に将来、子どもたちが新たな被害者・加害者とならないよう、家庭・地域・学校の中で、暴力は決して許さないという意識づくりへの予防啓発に取り組みます。

取組	取組内容	所管課
未然防止に向けた普及・啓発	<p>配偶者暴力に対する意識啓発と暴力防止について、あらゆる世代が正しく理解できるよう、さまざまな角度から普及・啓発に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす運動」の推進 ・若年層に向けた啓発 ・配偶者暴力防止に関する冊子・パンフレットの作成・配布 	人権推進課

施策の方向2 配偶者暴力の早期発見の推進

医師や保健医療関係者、学校、幼稚園、保育所、民生委員・児童委員、福祉関係者等は、日常業務を通じて配偶者暴力に気づきやすい立場にあります。これら関係者が、暴力を早期に発見し、配偶者暴力の特性を十分に理解した上で、被害者の安全に配慮しながら適切な対応が図れるよう、情報提供や研修の実施をします。

取組	取組内容	所管課
早期発見の推進に向けた連携	<p>早期発見から適切な被害者支援につなげられるよう、配偶者暴力を発見しやすい立場にいる関係者・機関との連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会 ・医療・福祉関係者等への早期発見に向けた周知・啓発 	子ども家庭支援課 人権推進課

施策の方向3 相談の充実

被害者本人や、周囲で配偶者暴力に気づいた人が、すぐに相談につながられるよう、配偶者暴力の相談場所の周知徹底を図ります。特に、若い世代の女性も気軽に相談ができるよう、インターネットなどの媒体を活用したPRを進め、誰もが相談しやすい環境整備を進めます。

取組	取組内容	所管課
相談窓口の周知	相談先がすぐにわかるよう、相談窓口周知カード等の配布及び設置場所を拡充し、周知を徹底します。 ・配偶者暴力相談窓口周知の拡充	人権推進課
相談事業の充実	誰もが悩みを抱え込まずに安心して相談できるよう、相談窓口の充実を図ります。 ・女性に対する暴力相談(DV相談) ・婦人相談 ・母子相談 ・24時間電話相談(高齢者虐待防止ネットワーク事業) ・外国人生活相談 ・DV被害者グループカウンセリング【新規】	人権推進課 東西生活課 子育て支援課 高齢者支援課 文化国際課
配偶者暴力相談支援センター機能の検討・整備	DV法の改正により設置努力義務となった配偶者暴力相談支援センター機能について検討・整備します。 ・配偶者暴力相談支援センター機能の検討・整備【新規】	人権推進課

施策の方向4 被害者支援の充実

被害者やその子どもの安全を最優先にしながら、本人の意思を尊重した支援を行うため、被害者支援に従事する職員の資質の向上に努め、各関係機関との連携を進めます。また、区の窓口職員、福祉関係職員等の研修を充実し、配偶者暴力の正しい知識の啓発や二次被害（※6）防止に努めます。さらに、被害者をサポートするボランティアの育成・支援など、地域の中で被害者の支援に関わる人々を増やすための取組を行います。

取組	取組内容	所管課
安全確保に向けた体制の整備	被害者情報の管理を徹底し、また関係機関による連携を密にすることで、被害者の安全を守ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談《再掲》 ・母子相談《再掲》 ・被害者情報の適切な取り扱い ・住民基本台帳事務における支援措置 	東西生活課 子育て支援課 関係各課 戸籍住民課
自立に向けた支援	被害者が新たに自立した生活が送れるよう、きめ細やかな支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・都営住宅優遇抽選の情報提供 ・婦人相談《再掲》 ・母子の生活再建に向けた支援 	住環境整備課 東西生活課 子育て支援課
被害者支援に向けた連携	被害者への支援を適切かつ切れ目なく行うため、関係機関との連携を強化します。 <ul style="list-style-type: none"> ・DV関係機関との連携会議の運営 ・窓口職員等研修 ・民間グループの育成・支援【新規】 ・要保護児童対策地域協議会《再掲》 ・高齢者虐待防止ネットワーク事業 	人権推進課 子ども家庭支援課 高齢者支援課

（※6）二次被害：被害者に対する相談や支援を行う中で、配偶者暴力について十分理解していなかったり、被害者の話をきちんと聴かないで判断したりすることにより、さまざまな暴力ですでに深い傷を負っている被害者をさらに傷つけてしまうことをいいます。

施策の方向5 あらゆる暴力防止に向けた取組

性別や年代・障害の有無・国籍を問わず全ての人に対して、セクシュアル・ハラスメントや性暴力・児童虐待等、あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発のほか、さまざまな取組を進めていきます。

取組	取組内容	所管課
啓発活動	<p>男女がともに人権を尊重しあえるよう、さまざまな暴力防止に関する意識啓発のための活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな暴力防止に向けた講座・講演会 ・人権啓発紙による啓発 ・犯罪被害者支援のための取組【新規】 	人権推進課
関係機関との連携	<p>各関係課・関係機関との連携を図ることにより、あらゆる暴力の防止に向けた取組を進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会《再掲》 ・高齢者虐待防止ネットワーク事業《再掲》 ・ハラスメント相談・苦情処理委員会 	子ども家庭支援課 高齢者支援課 人事課

課題2 お互いの性の尊重と健康支援

男女平等社会の実現のためには、男女が互いを尊重しあい、相手に対する思いやりをもって生きていくことが必要です。互いに自立し、社会を支えるパートナーとして健康で安全な生活を送ることができるよう、女性も男性もそれぞれの身体について十分理解し、自分と自分以外の人を大切にすることを意識を持つことが必要です。女性は、子どもを産むという生物学的特徴があり、乳・幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、人生の各段階に応じて男性とは異なる健康問題があることを、男女がともに理解し留意する必要があります。配偶者暴力や性暴力の未然防止を含めて、子どもの発達段階を踏まえた性教育の充実が望まれます。

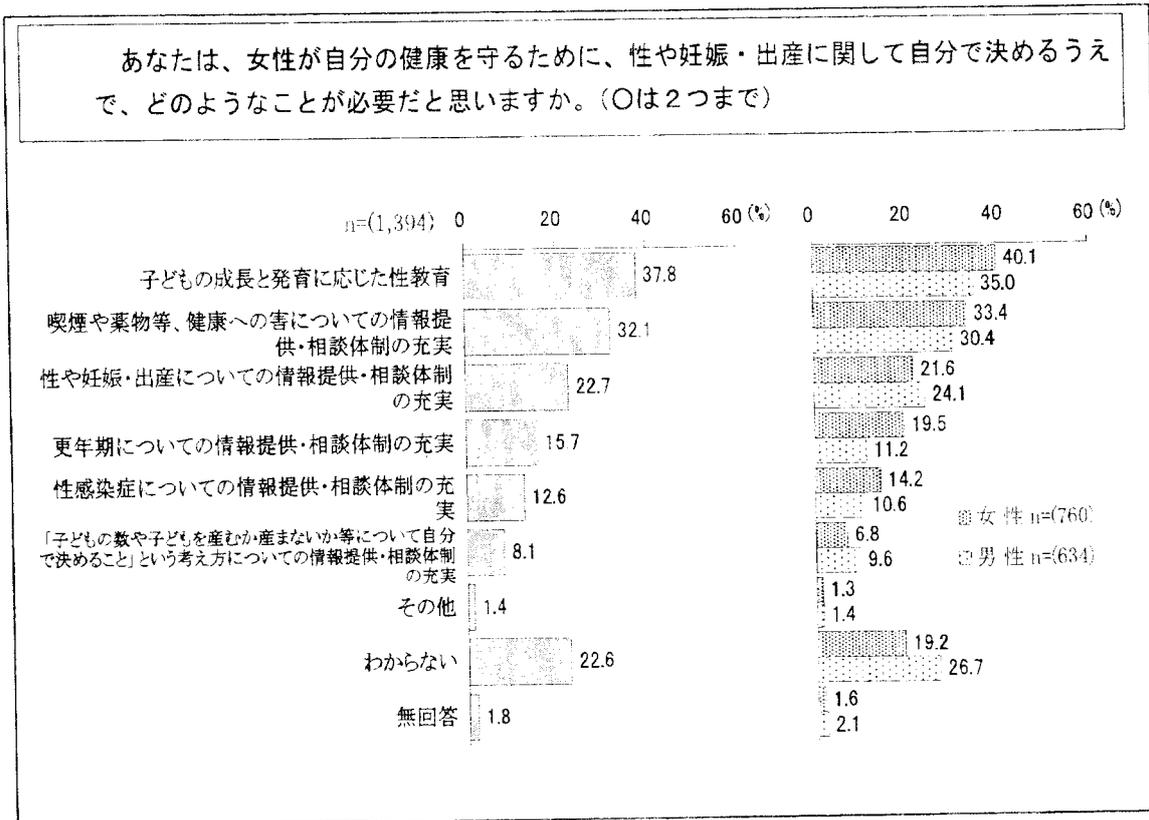
区意識調査において、女性が性や妊娠・出産に関して自分で決めるうえで必要なこととして、「『子どもの数や子どもを産むか産まないか等について自分で決めること』という考え方についての情報提供や相談体制の充実」という回答が男女とも1割に満たず（図11）、性と生殖に関する健康と権利（※7）についての理解が進んでいないのが現状です。女性の人権尊重の観点から、女性が自らの意思で生き方を選べるよう、性と生殖に関する健康と権利への理解を進めていくことが特に求められます。

また、テレビや新聞、雑誌等のメディアによる影響力は極めて大きく、中には固定的性別役割分担意識にとらわれたものや女性に対する暴力表現など、性に対する誤ったイメージを社会に広めているものもあります。区意識調査においても、性や暴力に関する倫理観が損なわれているものや、子どもへの悪影響を及ぼすものもあると感じているとの回答も多く（図12）、女性や子どもへの人権侵害が懸念されています。最近ではパソコンや携帯電話などのインターネットツールの普及により、世界中の情報が簡単に得られる反面、誤った情報も同じように得られてしまうため、それらの情報に対する正しい判断が一層必要となります。

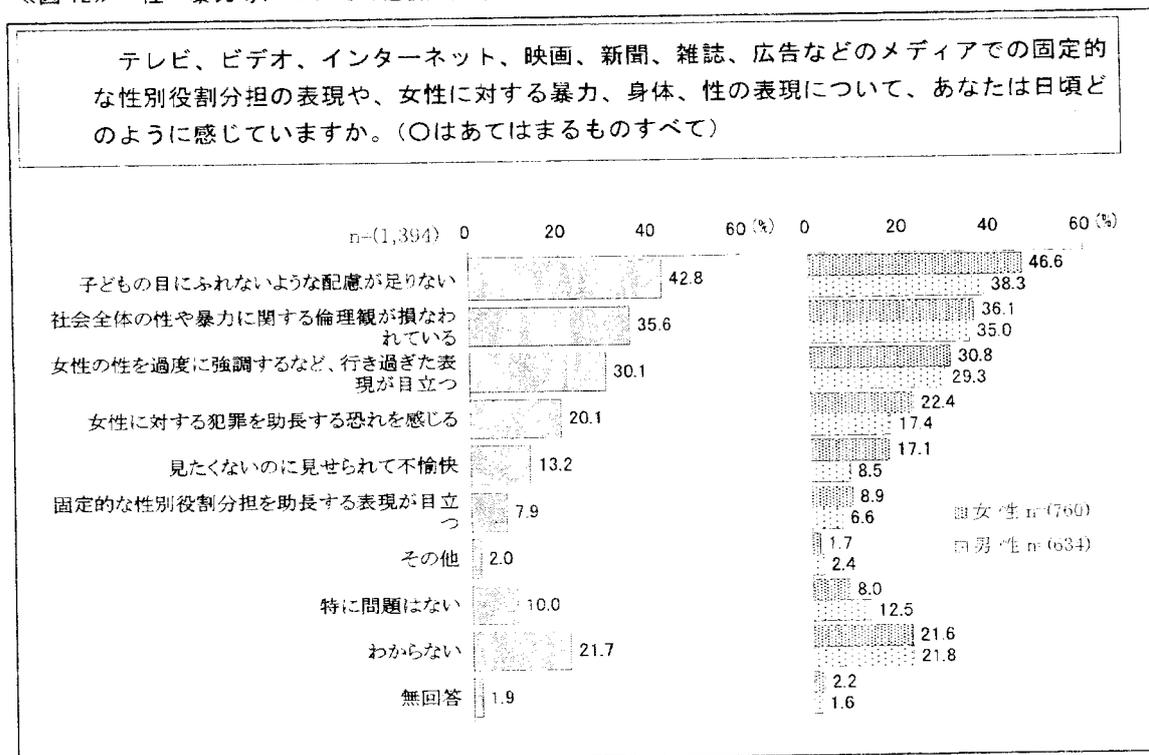
（※7）性と生殖に関する健康と権利；リプロダクティブ・ヘルス/ライツをいいます。平成6年（1994年）の国際人口・開発会議で提言されました。女性が子どもを産むかどうか、産むならいつ何人、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等、これらの全てを強要されるものではなく、女性自ら意思決定できる権利を指します。

◀図 11▶ 性や妊娠・出産に関して女性が決めるうえで必要なこと

(「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 22 年/2010 年)



◀図 12▶ 性・暴力等についての意識 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 22 年/2010 年)



施策の方向1 各年代に応じた健康支援と性教育の充実

男女ともに生涯を通じて健康に暮らしていけるよう、健康増進や病気の予防と早期発見のための環境整備に努めます。

また、女性が妊娠や出産などについて自ら意思決定できるよう、性と生殖に関する健康と権利への支援を推進し、子どもの成長発達に応じた性教育を充実させます。

取組	取組内容	所管課
性と生殖に関する健康と権利の支援	性と生殖に関する健康と権利の支援、また男女の生涯を通じた健康支援を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・「性と生殖に関する健康と権利」に関する事業 ・児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進 ・エイズ・性感染症対策の充実 ・乳がん検診 ・子宮がん検診 ・子宮頸がん予防ワクチン接種【新規】 ・前立腺がん検診 ・子育てママの健康チェック(母親健診) ・妊婦健康診査 ・特定不妊治療費助成事業 	人権推進課 指導室 保健予防課 健康推進課 子ども家庭支援課
健康の維持増進	健康に暮らしていくための基本的な健康診査を行い、区民の健康管理を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・葛飾区基本健康診査 ・20歳代・30歳代健康診査 	健康推進課
子育て世代への健康支援	妊娠・出産から育児期における、父親・母親の心身の健康支援を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・親と子のこころの相談室 ・母親学級・ファミリー学級・休日パパママ学級 ・子育て・育児グループの育成支援《再掲》 	子ども家庭支援課

施策の方向2 メディア・リテラシーの向上

人権尊重や男女平等の視点に立って、一人ひとりがメディアからの情報を正しく選択・活用できる能力を身につけられるよう、メディア・リテラシー(※8)のさらなる向上を図り、情報モラルの普及・啓発を進めます。

取組	取組内容	所管課
メディア・リテラシーの向上	メディア・リテラシーへの理解を深めるための普及・啓発を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・メディア・リテラシー向上に向けた講座 ・行政の発行する印刷物等への男女平等の視点からの点検 ・地域における有害広告物・不健全図書の自動販売機の追放活動への支援 ・情報教育の推進(情報教育担当職員研修) 	人権推進課 地域教育課 指導室

(※8) メディア・リテラシー：メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。メディアからの情報をただ受動的に受け止めるのではなく、男女平等の視点から批判できる能力を育てることが求められています。

目標3：男女がともに平等意識をもって、 個性と能力を発揮できるまち かつしか

男女があらゆる分野で活躍し、多様な意見が反映された活力ある地域社会となるよう、意識の改革や男女の参画に向けて取り組めます。

課題1 男女平等意識の確立

葛飾区が「葛飾区男女平等推進条例」（平成16年/2004年）を施行してから8年が経ち、葛飾区世論調査などの結果によると男女平等意識も少しずつ浸透しています。しかし区意識調査をみると、十分男女平等だと感じている人は多くありません（図13）。また、男女の地位についても、ほとんどの面で男性が優遇されていると感じている人が多く、男女別では女性のほうが「男性優遇である」と感じる比率が高くなっています（図14）。

結婚観についての区意識調査では、「結婚をするかしないかは個人の自由である」とした意見が多いものの、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」とする意見が4割近くあります。実態としては共働き家庭が年々増加しているにもかかわらず、未だに固定的な男女のあり方が残っていることがわかります（図15）。

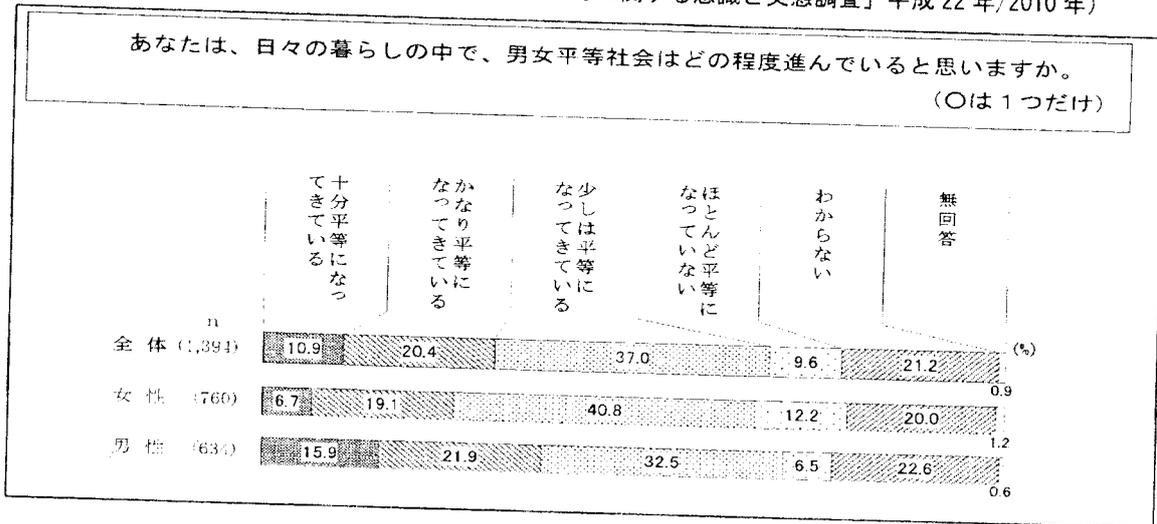
男女がともに、お互いを認め合いながら自身の個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、固定的性別役割分担意識の解消が重要です。

また、男女平等社会を実現するために、学校教育の場で何が必要かを区意識調査できいたところ、男女の別なく個性や能力を活かせる指導や、人間としての尊厳、平等を尊重することに力点を置いた指導が求められています（図16）。

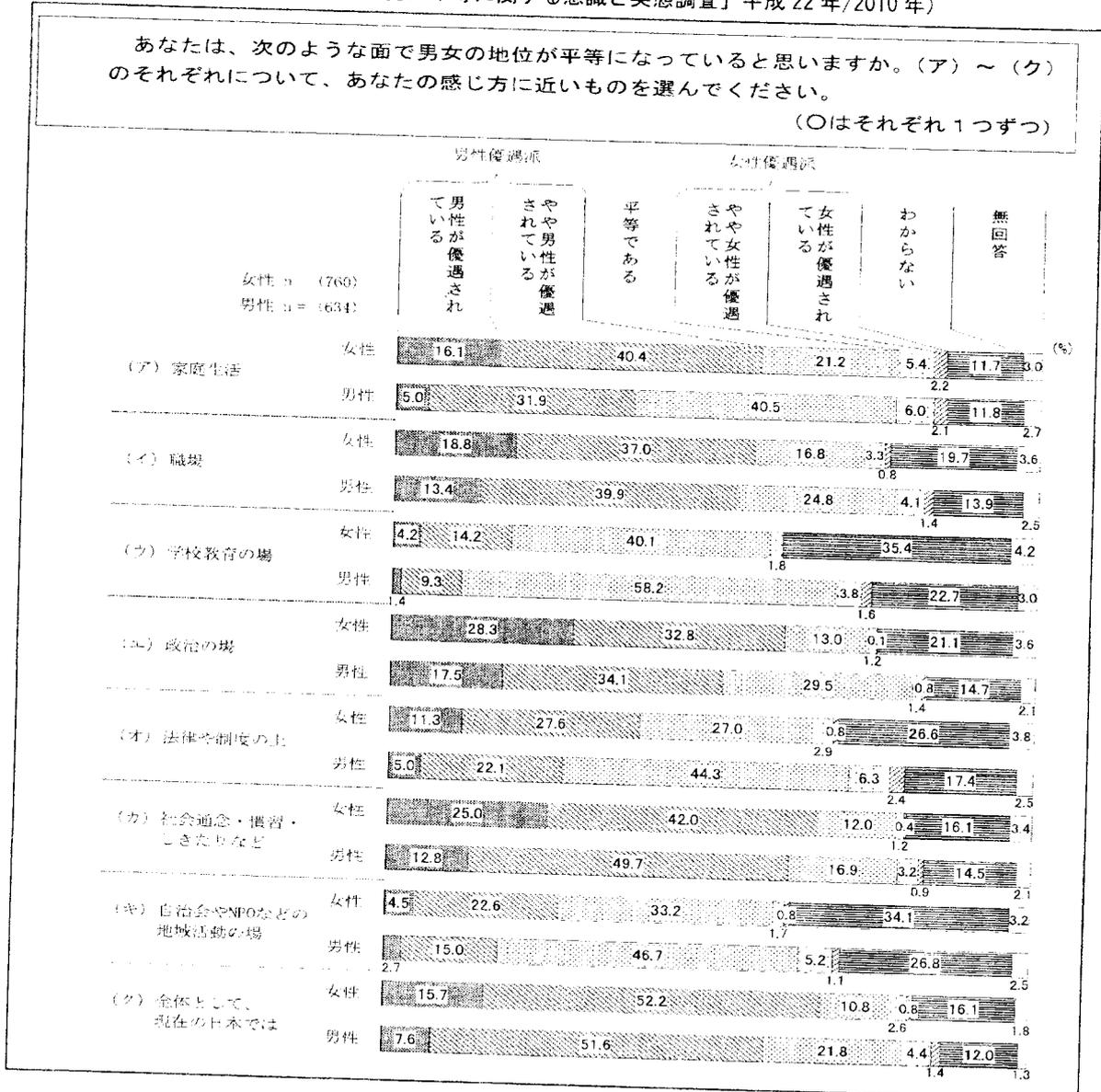
次代を担う子どもたちが、男女平等意識のもとに個性と能力を発揮できるように育つためには、学校教育とともに、家庭・地域での男女平等教育も必要です。

さらに生涯学習の場において、人生を通じたそれぞれの段階に応じ、男女平等意識を高める学習が求められます。

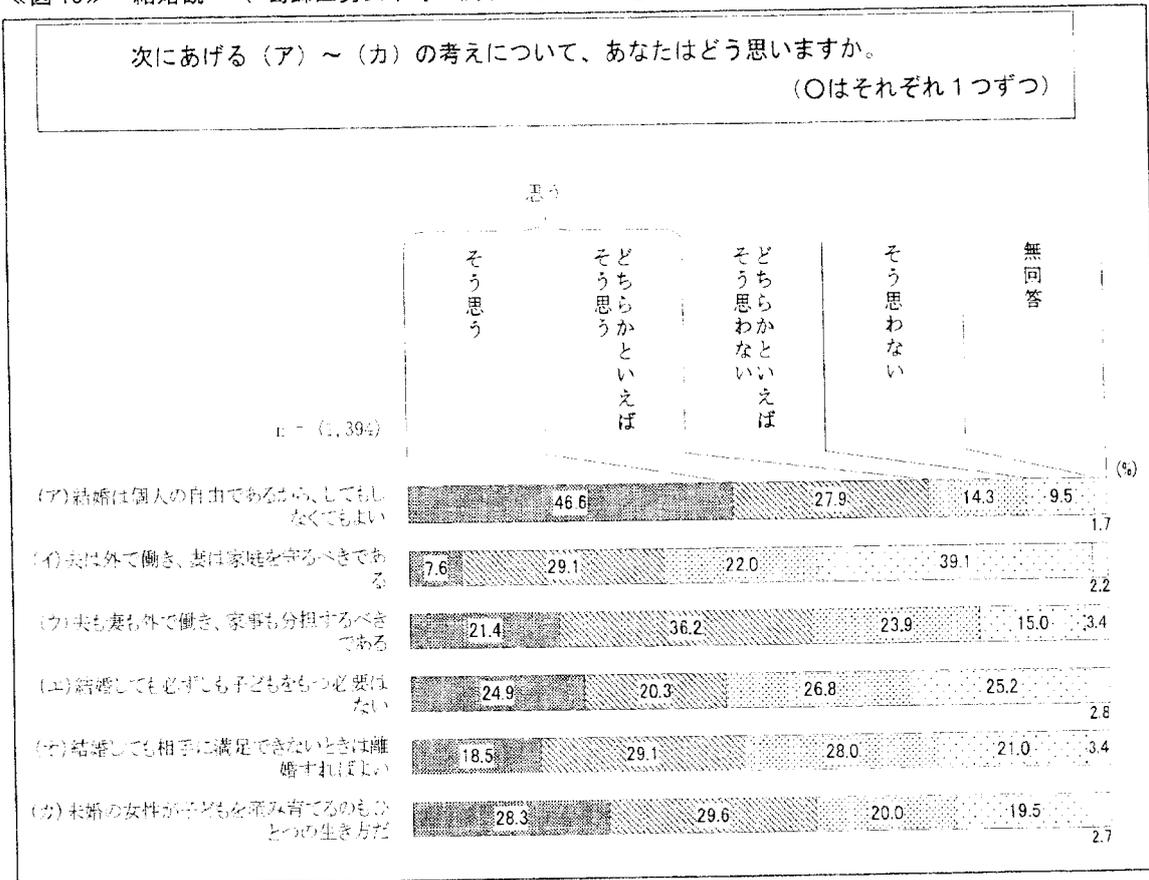
《図13》 男女平等社会の進捗 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年)



《図14》 男女平等観 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年)

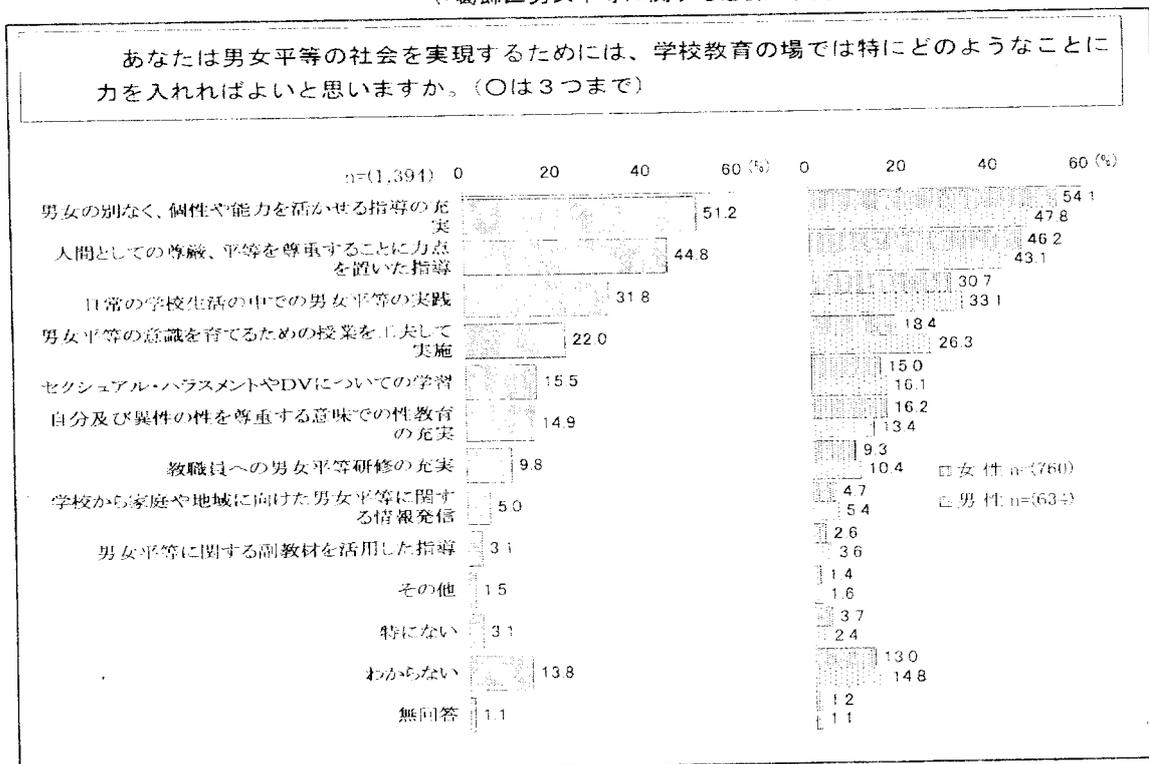


「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年



「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成22年/2010年

あなたに力を入れるべきこと



施策の方向1 男女平等の視点に立った意識改革の推進

未だに根強く残っている固定的性別役割分担意識の解消と、男女平等についての理解をより深めるような広報・啓発活動を進めます。

取組	取組内容	所管課
継続的な普及・啓発	<p>男女平等に対する理解を深め、さらに男女平等を推進するためのさまざまな啓発事業を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進センターまつり(パルフェスタ) ・男女共同参画週間に向けた取組 ・男女平等に関する講座・講演会 ・啓発紙等の発行 	人権推進課

施策の方向2 男女平等教育の推進と生涯学習の充実

学校教育と同時に、子どもたちを育む家庭や地域の中でも男女平等の視点に立った学習を進めるなど、地域全体で男女平等意識の形成に向け取り組みます。

また、幅広く区民を対象とした生涯学習の場においても、男女平等意識を高めるための学習機会をより充実させます。

取組	取組内容	所管課
育ちの場における男女平等教育の推進	<p>学校における男女平等や人権教育を進めるとともに、子どもたちと直接関わる教職員や保育士等を対象とした研修を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校での人権教育の推進 ・学校における男女平等にかかわる適正な指導 ・人権教育に関する研修等 ・男女平等教育を進めるための教員研修 ・男女平等保育を進めるための保育士研修 	指導室 人権推進課 保育管理課
生涯学習における男女平等教育の推進	<p>家庭や地域における男女平等に関する学習機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつしか区民大学 ・子育て講座(家庭教育講座)《再掲》 ・家庭教育応援制度《再掲》 	生涯学習課 地域教育課

課題2 あらゆる分野への男女の参画促進

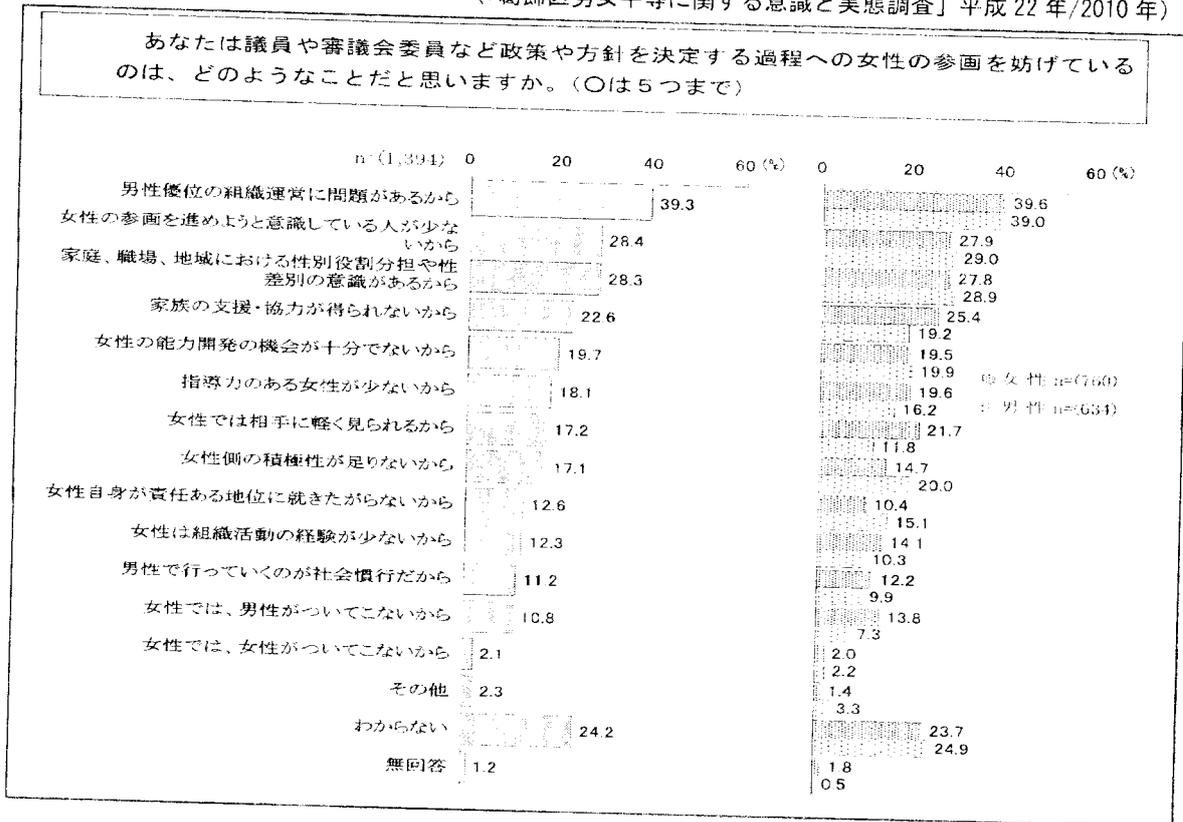
男女平等社会実現のためには、男女がともに対等な立場であらゆる分野に参画し、社会的責任を果たすことが重要です。特に政策や方針決定といった社会的な意思決定過程への女性の参画拡大は重要ですが、葛飾区における政策・方針決定過程への女性の参画率は24.4%（平成23年/2011年3月31日現在）と、従来から目標値として掲げていた30%に依然として届いていません。区意識調査では女性の参画を妨げている要因として、男性優位の組織運営の問題や、女性の参画を進めようと意識している人が少ないといった意見が挙げられています（図17）。

女性が自信を持ってあらゆる分野へ参画していくためには、女性自身の意欲と能力を引き出すための研修や、積極的に参画の機会を増やすなど組織の側からも取り組む必要があります。女性がその能力を十分に発揮し、責任を持って社会参画することは、女性の自立と自己実現を進めるだけでなく、多様な意見を地域や社会に反映させることになり、その活性化にもつながります。

地域活動の場においては、多くの女性が活躍しています。しかし、例えば自治町会やPTA等の団体の代表者には男性が多く就いているのが現状です。男女が対等な立場で活動できるよう、活動団体における意思決定過程への女性の参画を促す取組が求められます。他方で、団塊の世代が定年を迎え、仕事等で培った知識や経験を活かし、男女平等の視点に立っていきいきと活躍できる地域活動の場が求められています。幅広い世代の男女がともに社会のあらゆる分野で活動できる仕組みの構築が必要です。

《図 17》 政策や方針決定過程への女性参画を妨げている要因

(「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」平成 22 年/2010 年)



施策の方向 1 女性の能力発揮支援

女性が自信を持ってあらゆる分野で活躍できるよう、その意欲を高め能力を伸ばしていくための取組を進めます。

取組	取組内容	所管課
学習の場の提供	性別にとらわれず、自分らしさを活かし伸ばしていくための情報や学習機会を提供します。 ・固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成 【新規】 ・能力発揮のための講座・講演会 ・企画講座(地域団体向け)	人権推進課

施策の方向2 政策・方針決定過程への女性の参画推進

審議会等委員の男女バランスに配慮し、女性が意思決定過程に積極的に参画できる環境づくりを推進します。

取組	取組内容	所管課
審議会等への女性の参画促進	女性が意思決定過程に参画できるよう、審議会等への女性の参画に向けた取組を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への女性の積極的な登用 ・「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進 ・「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表 ・区職員が昇任し活躍できる職場環境づくり 	関係各課 人権推進課 人材育成課
地域団体のリーダーへの女性の参画推進	地域において女性リーダーを増やすための働きかけを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の場における女性の参画調査【新規】 ・高齢者クラブへの女性の参画の働きかけ 	人権推進課 高齢者支援課

施策の方向3 地域活動への参画促進

地域活動において男女がともに活躍できるよう、また幅広い世代の男女が新たな活動を進めるためのきっかけづくりや支援を行います。

取組	取組内容	所管課
地域活動参画へのきっかけづくり	男女がともに地域のさまざまな場面で活躍するためのきっかけとなる事業を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への女性の参画の働きかけ ・ボランティア活動推進事業 ・シニアボランティア養成講座 	地域振興課 福祉管理課(社会福祉協議会) 高齢者支援課
地域活動参画への情報提供・支援	さまざまな地域活動についての情報提供や活動参画支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動参画に向けた相談・情報提供 ・介護予防地域パワー養成事業 ・しあわせサービス事業《再掲》 ・ファミリー・サポート・センター事業《再掲》 	地域振興課 高齢者支援課 福祉管理課(社会福祉協議会) 育成課

計画の推進：男女平等推進のために

男女平等社会の実現に向け、全庁を挙げて一体的に取り組みます。

推進体制の強化に向けた取組

○ 男女平等推進センター機能の充実

男女平等社会の実現に向け、男女平等の拠点である男女平等推進センターがより多くの区民に活用されるよう、各種講座や研修、女性のための相談機能と活動団体への支援事業を充実させます。また、この男女平等推進計画を区民と共有し推進できるよう、広く周知に努めます。

事業名	所管課
<ul style="list-style-type: none">・男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信・男女平等に関する資料の収集・提供・各種相談事業・各種相談における一時保育事業【新規】	人権推進課

○ 男女平等推進計画の進捗管理

男女平等社会の実現は区の理念であり、男女平等推進のための施策は全庁的に取り組む必要があります。男女平等推進本部を中心とした庁内組織の連携を強化し、施策の進捗状況を目に見える形で管理するとともに、条例設置の葛飾区男女平等推進審議会において評価します。また、課題ごとに数値目標を設定し、計画の成果をわかりやすく公開します。

事業名	所管課
<ul style="list-style-type: none">・数値目標の設定による進捗管理【新規】・「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表・男女平等推進審議会・男女平等推進本部	人権推進課

○ 区職員の意識啓発

区は男女平等社会の実現に向けて先導的な役割を果たす必要があります。区職員の男女平等意識の啓発、配偶者暴力被害者への二次被害防止のための研修など、さまざまな取組を行い、男女平等意識の理解をより深めます。

事業名	所管課
・職員を対象とした男女平等研修 ・窓口職員等研修《再掲》	人材育成課 人権推進課

○ 区民・民間団体等との協働

男女平等推進に向けた取組は、区民や企業、地域活動団体、NPO団体、大学等の機関との連携・協働が不可欠です。区は、区民やこれらの機関と連携し、より効果的な啓発事業を進めます。

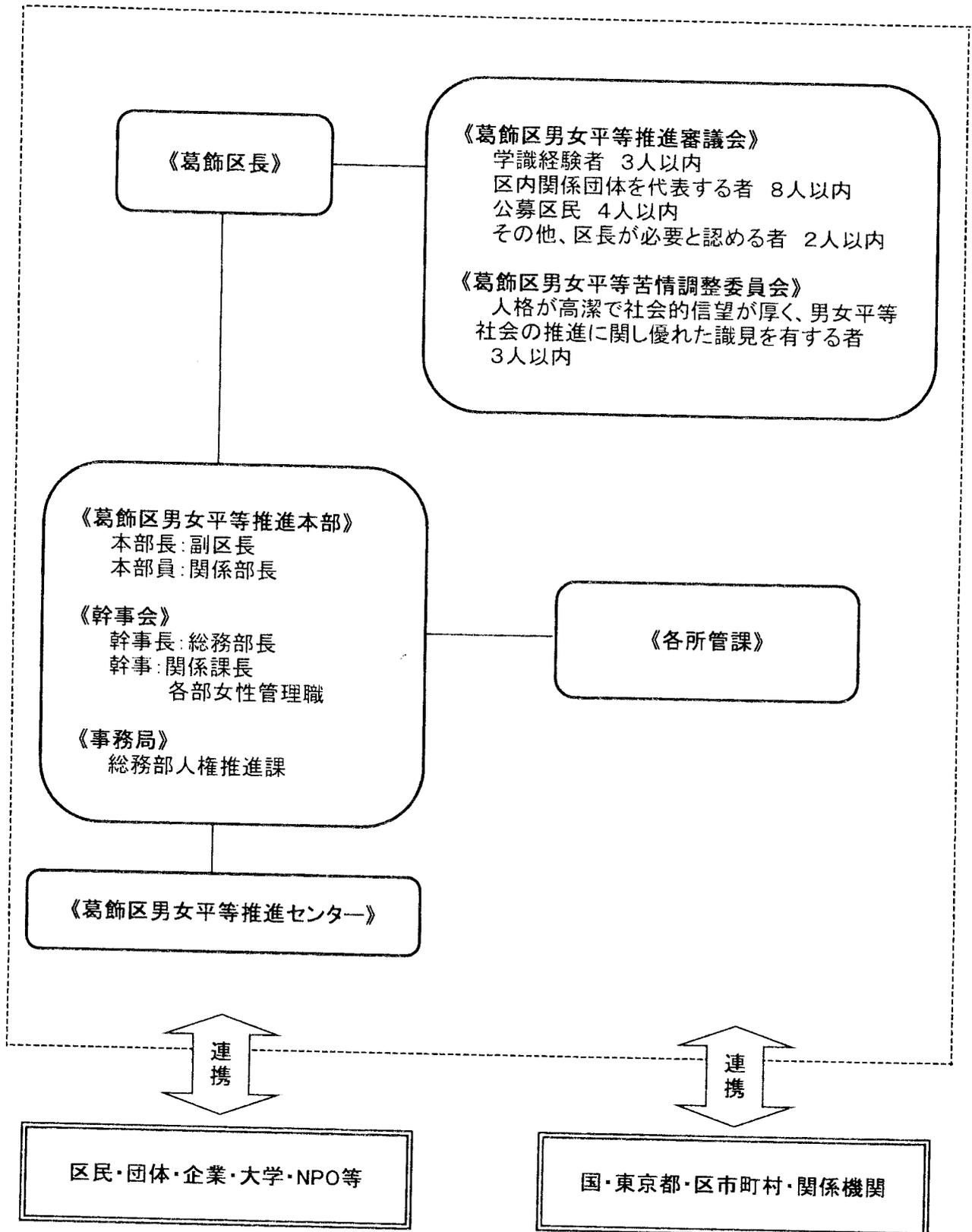
事業名	所管課
・大学、NPO等との交流・連携 ・男女平等推進センターまつり(パルフェスタ)《再掲》 ・企画講座(地域団体向け)《再掲》	人権推進課

国・都等との連携

男女平等社会の実現に向けた取組は、区だけでは解決できない課題が多く存在しており、法や制度の整備、規制等は、国・東京都など関係機関との協力が必要となります。また、他自治体や東京都との情報交換を積極的に行うなど、連携を密に取り組みます。

事業名	所管課
・男女平等の諸施策の充実に向けての国・東京都への要請	人権推進課

《 推 進 体 制 》



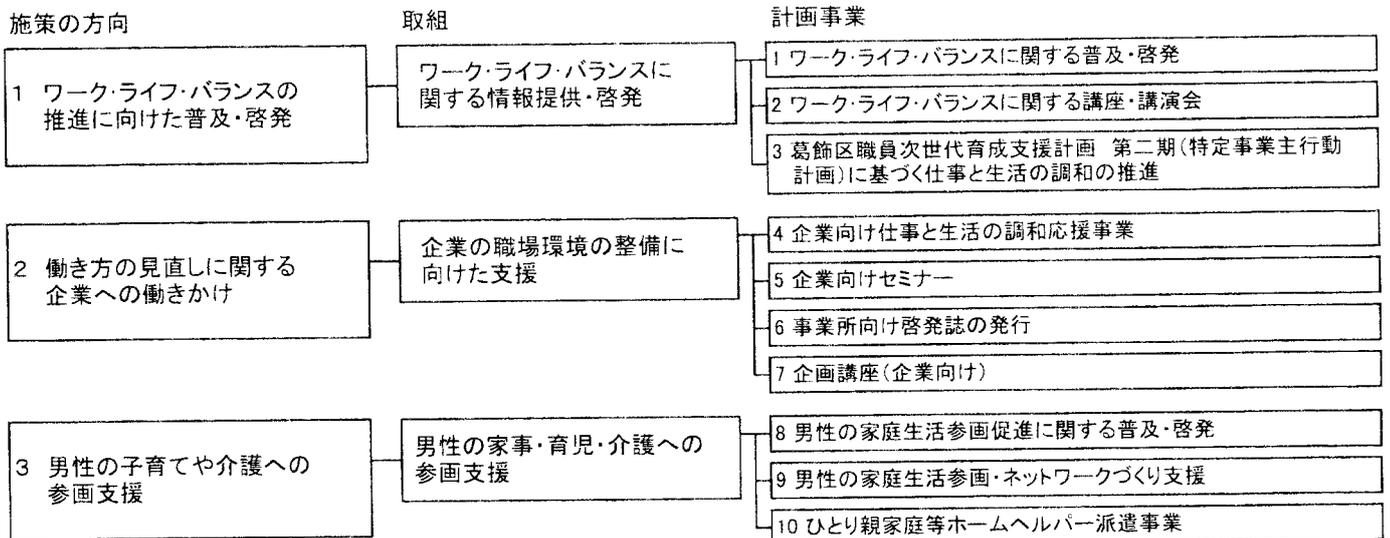
4 計画事業体系図・事業一覧

計画事業体系図

目標1 男女がともに協力しあい、仕事も暮らしも楽しめるまち かつしか

～誰もが仕事と家庭を大切にしたい質の高い暮らしを営むことができるよう、
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進します。～

○課題1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

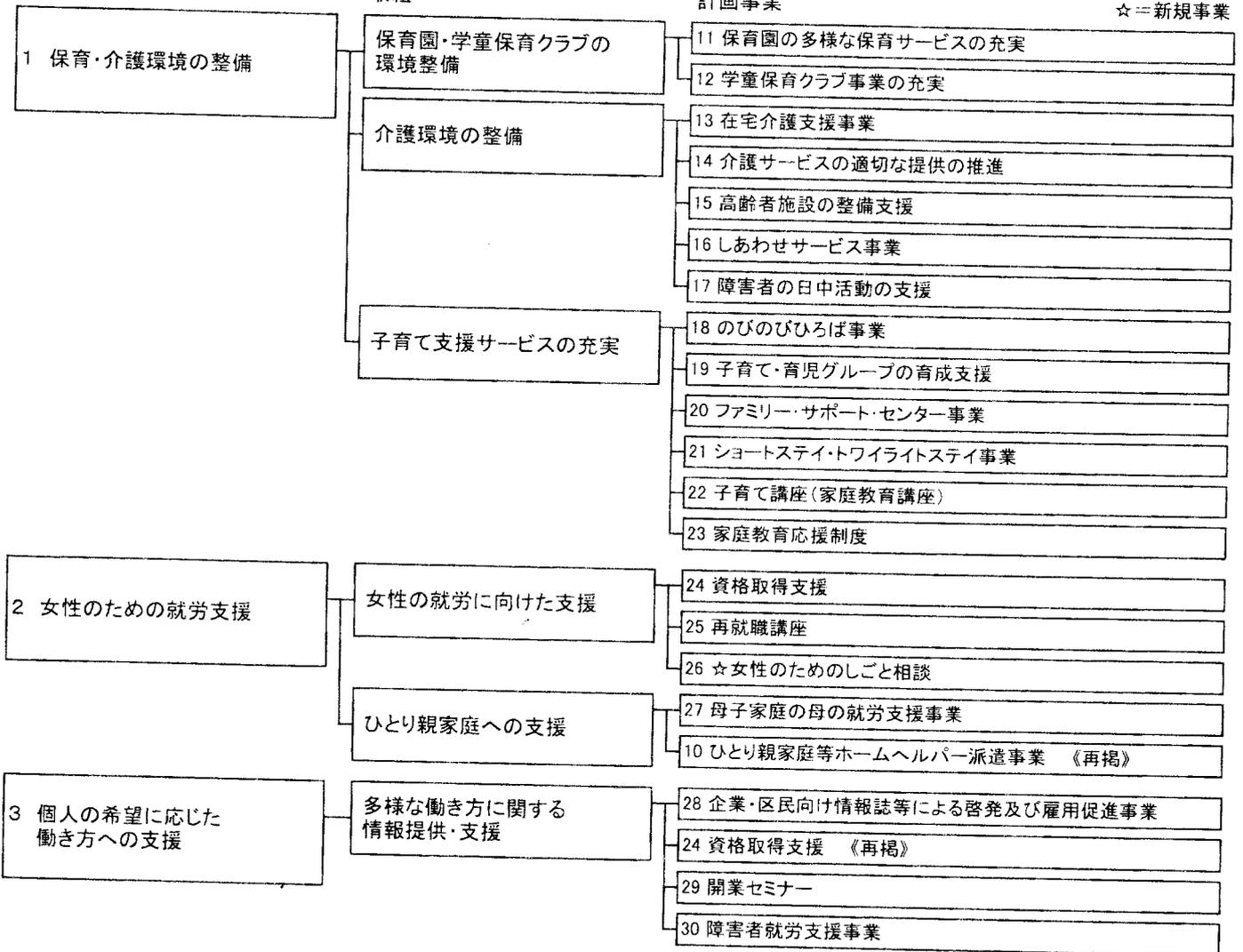


目標1 男女がともに協力しあい、仕事も暮らしも楽しめるまち かつしか

～誰もが仕事と家庭を大切にしたい質の高い暮らしを営むことができるよう、
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進します。～

○課題2 多様な働き方を支援する環境の整備

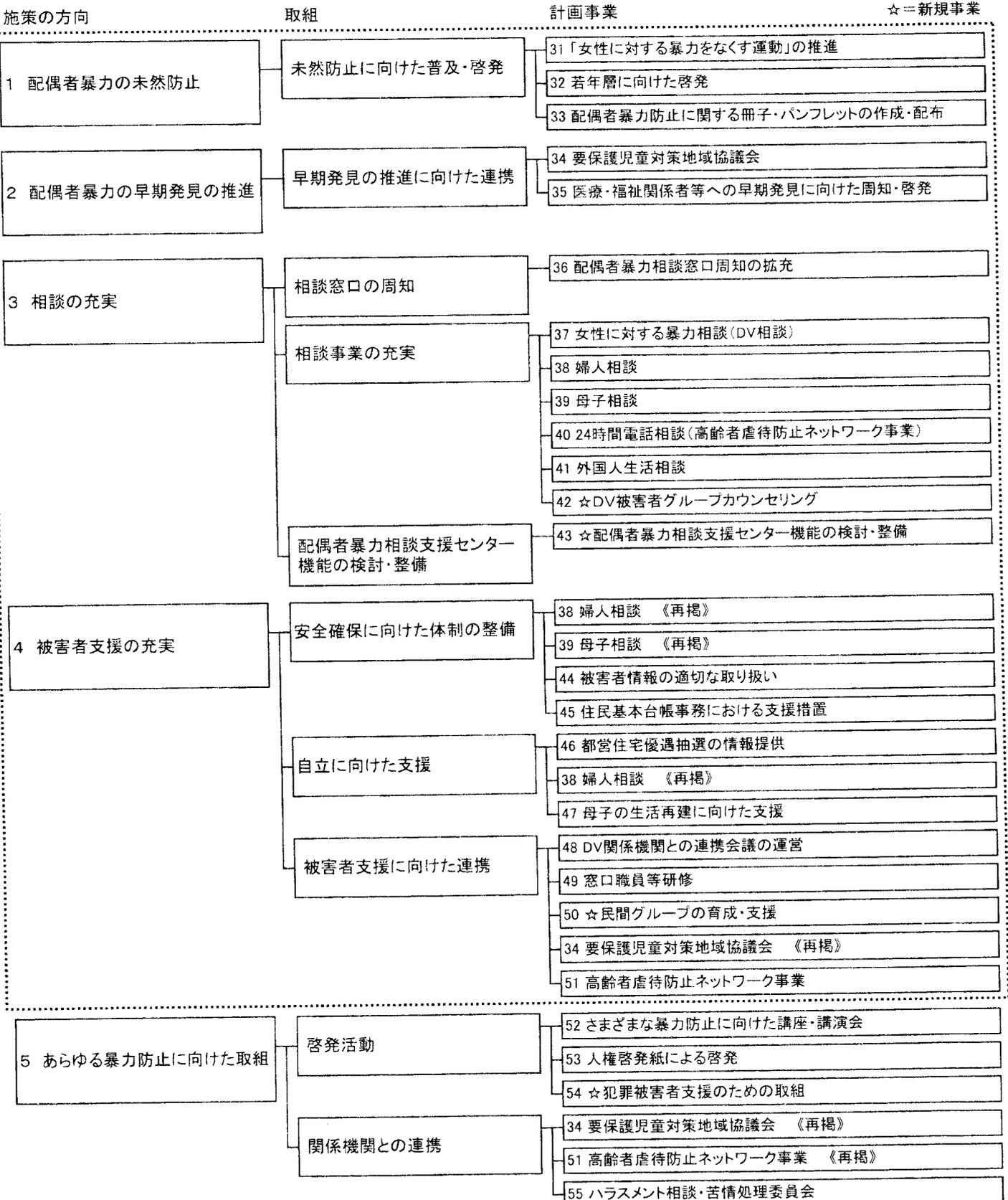
施策の方向



目標2 男女がともに人権を尊重しあい、自分らしく生きることができるまち かつしか

～男女が互いの人権を尊重し、生涯にわたって心もからだも健康に暮らすことができる、
暴力のない社会の実現に向けて地域全体で取り組みます。～

○課題1 あらゆる暴力の根絶

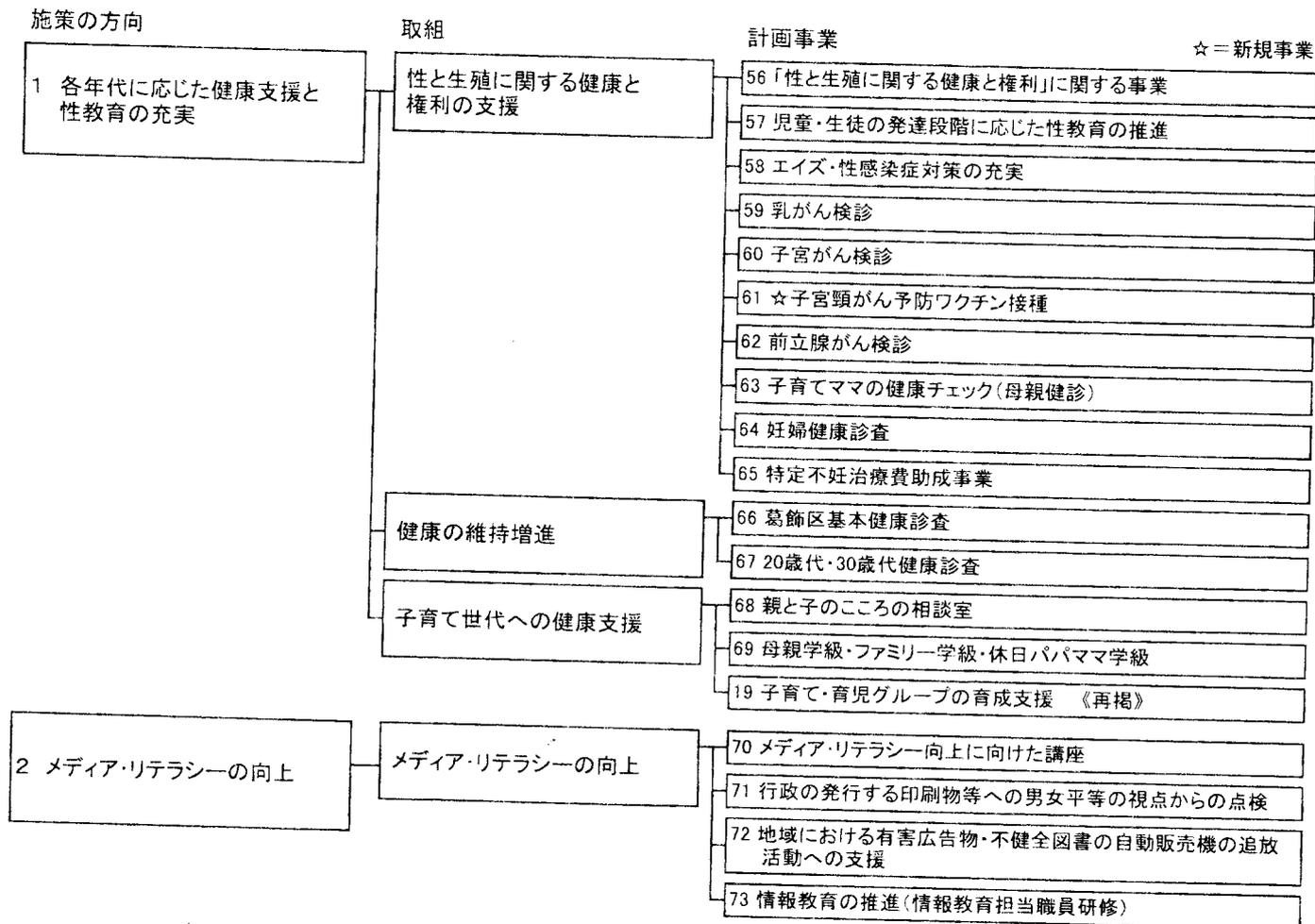


※点線内は、「第2次葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」として位置づけます。

目標2 男女がともに人権を尊重しあい、自分らしく生きることができるまち かつしか

～男女が互いの人権を尊重し、生涯にわたって心もからだも健康に暮らすことができる、
暴力のない社会の実現に向けて地域全体で取り組みます。～

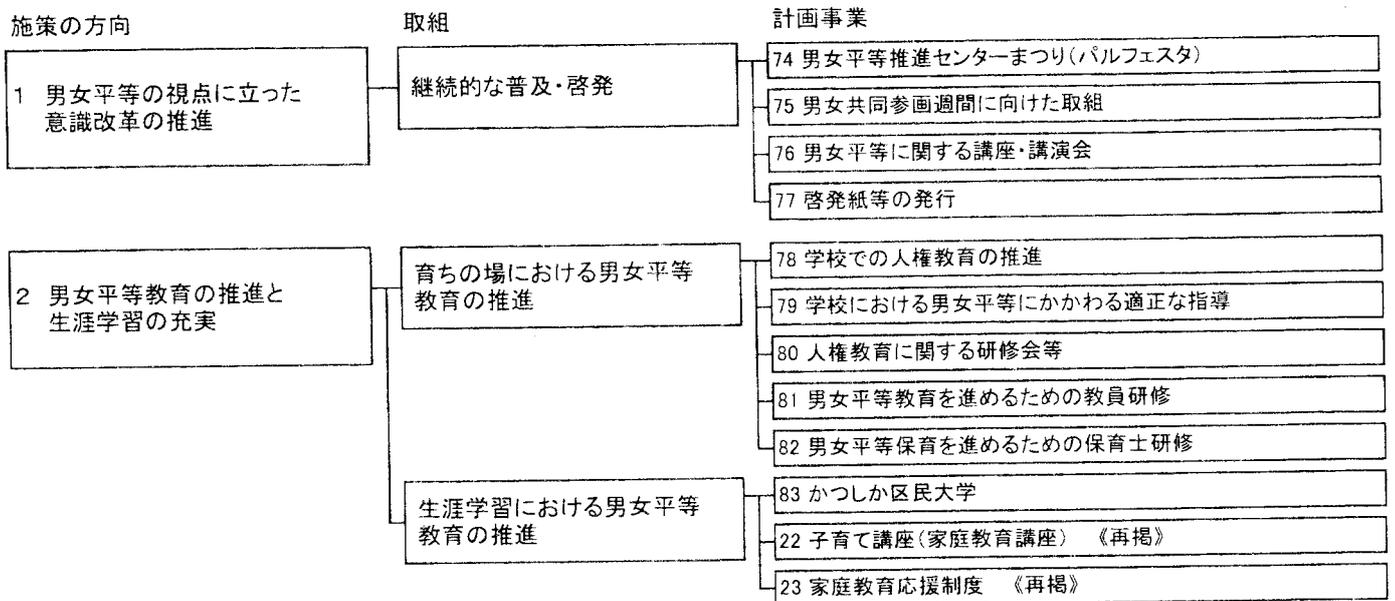
○課題2 お互いの性の尊重と健康支援



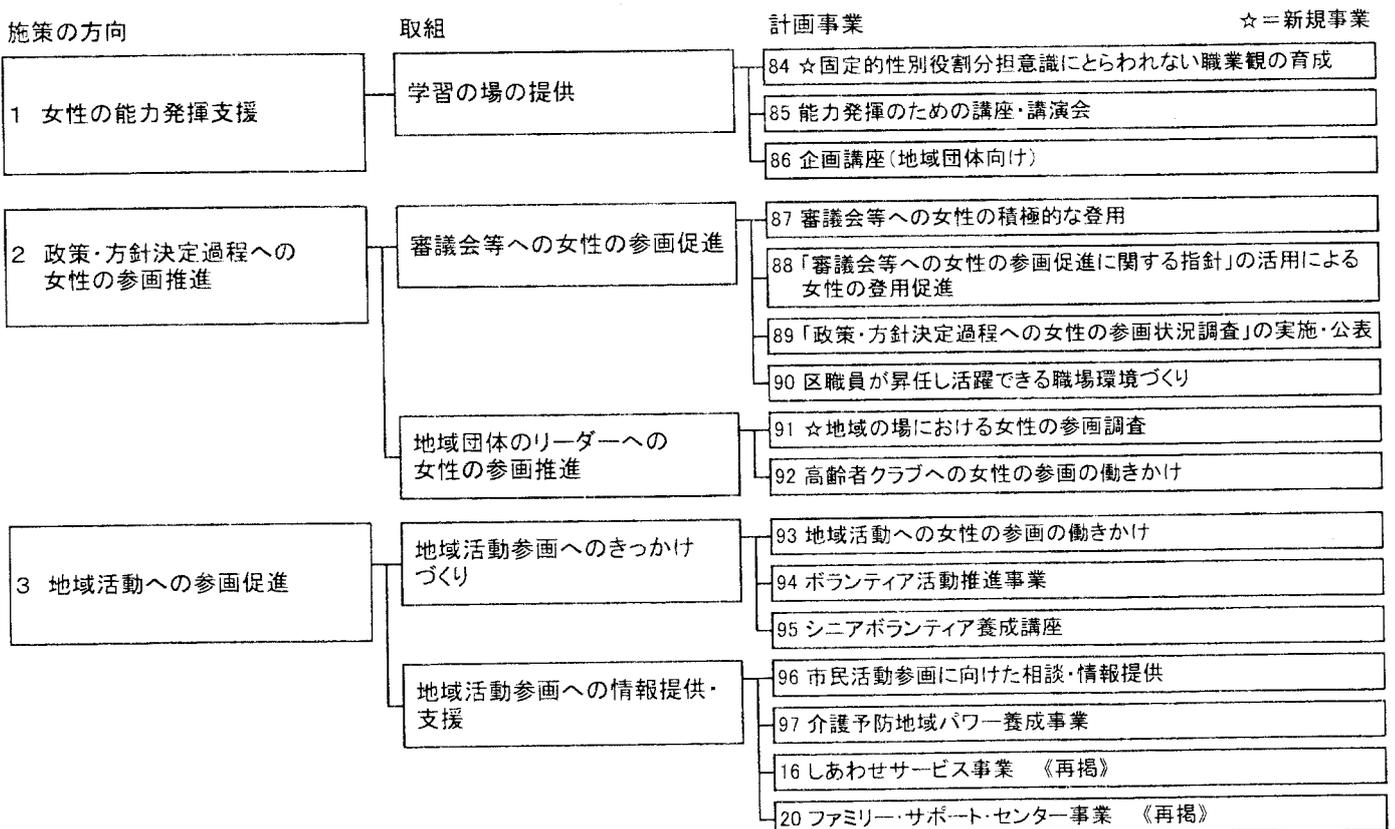
目標3 男女がともに平等意識をもって、個性と能力を発揮できるまち かつしか

～男女があらゆる分野で活躍し、多様な意見が反映された活力ある地域社会となるよう、意識の改革や男女の参画に向けて取り組みます。～

○課題1 男女平等意識の確立

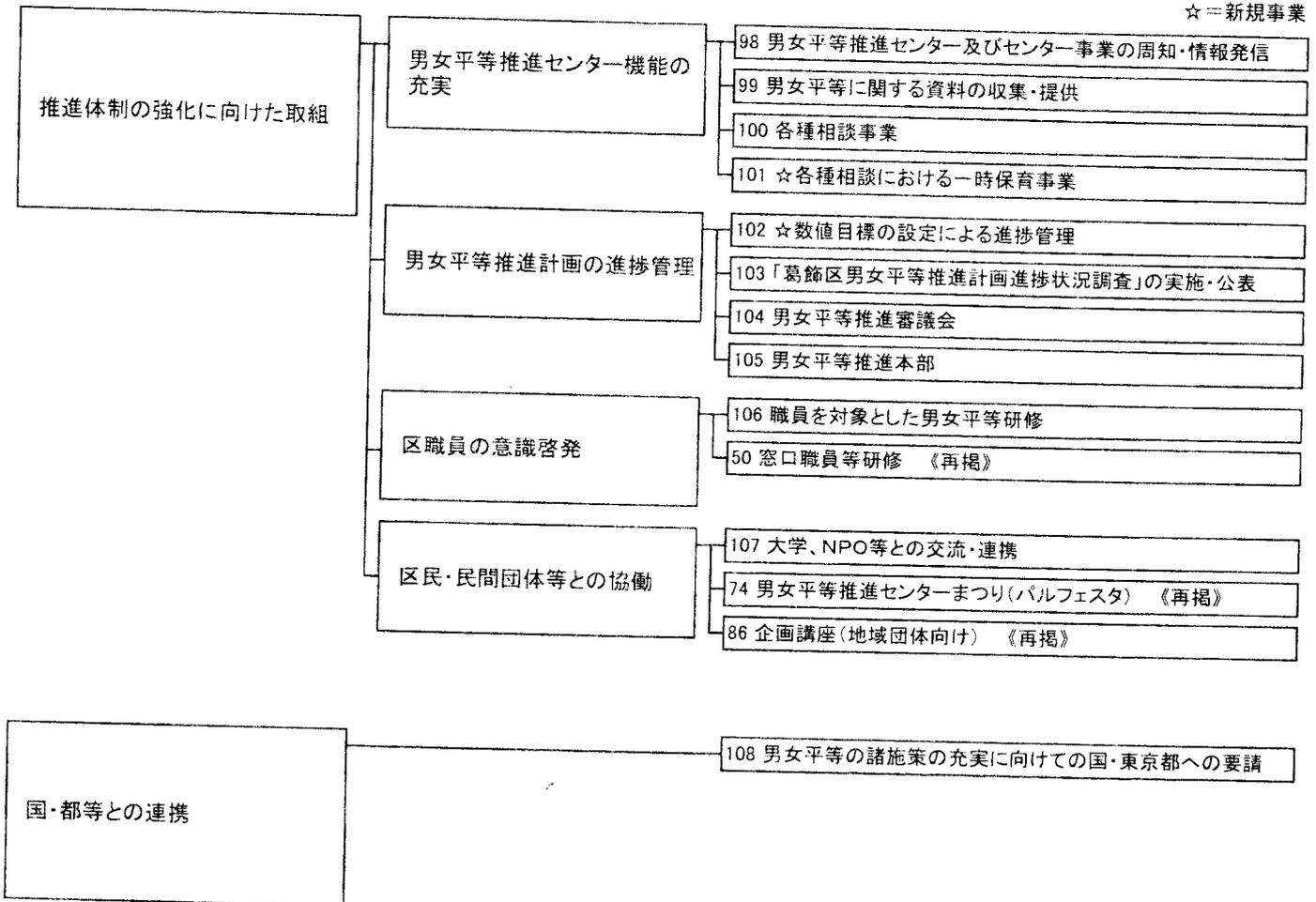


○課題2 あらゆる分野への男女の参画促進



計画の推進 男女平等推進のために

☆＝新規事業



計 画 事 業 一 覧

	事業名	所管課	事業内容
1	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、各種印刷物の発行やイベントにおける啓発活動を行います。
2	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会	人権推進課	各年齢層に応じた女性のライフプラン作りや、少子高齢化社会の対応に向けた知識・情報を提供するための講座・講演会を開催します。
3	葛飾区職員次世代育成支援計画 第二期(特定事業主行動計画)に基づく仕事と生活の調和の推進	人事課	男性の育児参加促進に向けた意識啓発や超過勤務縮減などに取り組み、職員の意識改革を図ることにより、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
4	企業向け仕事と生活の調和応援事業	人権推進課	東京都中小企業両立支援推進助成金(平成25年度まで)の上乗せ助成を実施します。
5	企業向けセミナー	産業経済課 人権推進課	ワーク・ライフ・バランスの推進や育児休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。
6	事業所向け啓発誌の発行	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスに関する取組や行政等による支援・相談体制の情報提供等の周知啓発のため、区内事業所向けに情報誌を発行します。
7	企画講座(企業向け)	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスを含めた男女平等に関する学習・講座開催を希望する事業所に対し、講座企画を提案し、開催・運営を支援します。
8	男性の家庭生活参画促進に関する普及・啓発	人権推進課	男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。
9	男性の家庭生活参画・ネットワークづくり支援	関係各課	男性の家庭生活参画を支援するため、各種講座や講演会を開催します。また、講座や父親向け事業への参加などをきっかけとした男性同士のネットワークづくりを支援します。
10	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	福祉管理課	ひとり親家庭等で日常生活において家事または育児等に支障を生じている場合に一定期間ホームヘルパーを派遣します。
11	保育園の多様な保育サービスの充実	子育て支援課 保育管理課	男女の仕事と子育ての両立支援のため、待機児童解消に向けた認可・認証保育所の設置等や、延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の実施により多様な保育ニーズに対応します。
12	学童保育クラブ事業の充実	子育て支援課	保護者の就労等の理由により、適切な監護を受けられない学童保育クラブ在籍児童の健全育成を図るため、私立学童保育クラブに経費の一部を助成し実施します。

	事業名	所管課	事業内容
13	在宅介護支援事業	高齢者支援課	在宅での自立生活を維持するための支援及び介護支援のための各種事業を実施し、性別に関係なく介護者の負担を軽減します。
14	介護サービスの適切な提供の推進	介護保険課	要介護・要支援高齢者とその家族が住み慣れた地域で、生活や仕事と介護の両立ができるよう、介護サービスの適切な提供を行います。
15	高齢者施設の整備支援	福祉管理課	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の整備を計画する事業者に対して、整備費の一部を助成し、整備を促進していきます。
16	しあわせサービス事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)	65歳以上の高齢者やひとり親家庭の児童等を対象に、区民の参加と協力を得て、有料で家事援助や簡単な介助サービスを提供する支え合いの事業を行います。
17	障害者の日中活動の支援	障害福祉課	障害者の日中活動を支援するため、障害者通所施設において、生活介護サービスや福祉的就労の場を提供していきます。
18	のびのびひろば事業	育成課	児童館において、乳幼児と保護者が遊びや活動を通じ親子のふれあいや保護者の仲間づくりを行います。保護者からの相談に応じたり、事業を実施することで子育てに対する不安の軽減と援助を行います。
19	子育て・育児グループの育成支援	子ども家庭支援課	同月齢児や多胎児など、多様な母親の育児グループに健康情報を提供し、育児問題への理解と解決方法を学ぶとともに、子育て中の親同士の仲間づくりを推奨します。
20	ファミリー・サポート・センター事業	育成課	サポート会員(子育てを支援する人)がファミリー会員(子育て支援を必要とする人)に対して、保育園の送迎や帰宅後の援助等、必要なサービスを提供します。
21	ショートステイ・トワイライトステイ事業	子ども家庭支援課	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、夜間保育や短期宿泊保育事業を行います。
22	子育て講座(家庭教育講座)	地域教育課	子育て中の保護者を対象に、子育てに関する知識を学び、参加者同士の交流を通じ、育児不安の軽減を図ることを目的として講座を開催します。父親の育児参加も促します。
23	家庭教育応援制度	地域教育課	乳幼児や小中学生の保護者団体、青少年育成団体、子どもの育成に関わる団体等が、家庭教育に関する学習会を行う際の講師を派遣します。
24	資格取得支援	産業経済課	女性の社会進出やキャリア向上を目的に、国家資格・民間資格取得のための講座を開催します。

	事業名	所管課	事業内容
25	再就職講座	人権推進課	出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報をさまざまな角度から提供し、再就職に役立つ講座や講演会を開催します。
26	【新規】 女性のためのしごと相談	人権推進課	女性を対象とした再就職・起業、セクハラ・パワハラなど職場での悩みに対して、キャリアカウンセラーが相談に応じます。
27	母子家庭の母の就労支援事業	子育て支援課	母子家庭の母の経済的自立に向け、就職に有利な資格取得の促進や専門職員が作成する個別プログラムを活用した就労支援を行います。
28	企業・区民向け情報誌等による啓発及び雇用促進事業	産業経済課	区内産業の活性化を図るため、雇用・労働に関する各種情報を提供します。情報提供にあたっては、男女間の雇用格差が生じないように留意します。
29	開業セミナー	産業経済課	性別に関わりなく開業を目指す区民を対象に、開業セミナー（初級コース及び実践コース）を開催します。女性または夫婦で安心して参加できるよう、託児所を設けます。
30	障害者就労支援事業	障害福祉課	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるように支援することにより、障害者の自立と社会参加を一層促進します。
31	「女性に対する暴力をなくす運動」の推進	人権推進課	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、DV講演会の開催をはじめ、パープルリボン・啓発カード等の配布やパネル展示などの啓発活動を行います。
32	若年層に向けた啓発	人権推進課	将来の男女関係や人権意識について、若年層を対象とした啓発強化のため、「デートDV(交際相手間の暴力)」のパンフレット等の配布や講座等を開催します。
33	配偶者暴力防止に関する冊子・パンフレットの作成・配布	人権推進課	配偶者暴力防止に関するパンフレット等を作成し、さらなる啓発を図ります。
34	要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援課	児童虐待の再発防止、要保護児童の早期発見、早期援助のために、実務者会議を定期的に行い、関係機関の円滑な連携・協力体制をつくります。
35	医療・福祉関係者等への早期発見に向けた周知・啓発	人権推進課	保健、福祉に関する業務に従事するDVを発見しやすい立場の職員に対し、DVに対する意識啓発と対応に係る実務的な情報提供を行います。
36	配偶者暴力相談窓口周知の拡充	人権推進課	被害者が早期に相談して、さまざまな支援情報が得られるよう、区の相談窓口周知カードを発行し、配布・設置場所の拡充を図ります。

	事業名	所管課	事業内容
37	女性に対する暴力相談(DV相談)	人権推進課	暴力を受けた被害者に対して、専門カウンセラーが相談に応じます。必要に応じて同伴児童の保育など相談の充実を図ります。
38	婦人相談	東西生活課	日常生活を営む上で問題を有する女性や配偶者暴力被害女性について広く相談を受け、婦人相談所等関係機関と連携しながら、必要な保護を図り、自立に向けた支援を行います。
39	母子相談	子育て支援課	配偶者等からの暴力により被害を受けた母子に対し、心身の健康状態・生活状況・経済面等を聴き取り、助言・支援します。
40	24時間電話相談(高齢者虐待防止ネットワーク事業)	高齢者支援課	介護ストレスや、介護の相談など、また虐待に関する相談を受けることにより、高齢者虐待の早期発見、養護者(介護者)のレスパイトケアに取り組みます。
41	外国人生活相談	文化国際課	外国人区民の日常生活全般や各種手続き、制度に関する相談を行います。配偶者等からの暴力被害に対しては、関係機関と連携を図り対応します。
42	【新規】 DV被害者グループカウンセリング	人権推進課	「ばるかふえ」の活動からDV被害者が安心して語り合える自助グループの形成を目指し、グループカウンセリングや自己回復につながる活動を行います。
43	【新規】 配偶者暴力相談支援センター機能の検討・整備	人権推進課	平成19年のDV法一部改正による「配偶者暴力相談支援センター」設置の市町村努力義務を受け、配偶者暴力相談支援センター機能の検討・整備を行います。
44	被害者情報の適切な取り扱い	関係各課	各課が保有する被害者に関する情報について、被害者保護の立場から管理を徹底するとともに、加害者からの問い合わせ等に対して、関係する全職員が統一した対応を行います。
45	住民基本台帳事務における支援措置	戸籍住民課	DV等の被害者からの申請を受け、加害者から被害者の住民票及び戸籍の附票の写しの交付並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求があった場合、原則として拒否します。
46	都営住宅優遇抽選の情報提供	住環境整備課	都営住宅募集に際して優遇抽選制度の情報提供を行い、住宅に困っている家庭を支援します。
47	母子の生活再建に向けた支援	子育て支援課	配偶者等からの暴力により被害を受けた母子に対し、住まい・生活費・離婚・子の保育園入所や転校手続きなど、生活再建に向けた様々な支援を行います。
48	DV関係機関との連携会議の運営	人権推進課	被害者支援に関わる所管課及び警察・病院等との連絡会議を開催し、被害者保護や自立のための連携を強化します。

	事業名	所管課	事業内容
49	窓口職員等研修	人権推進課	配偶者暴力に関する正しい認識と二次被害防止のため、被害者支援に従事する職員や福祉職、窓口職員に限らず、全職員を対象としたDV関連研修の充実を図ります。
50	【新規】 民間グループの育成・支援	人権推進課	被害者への支援を目的とした民間グループの育成及び支援を行います。
51	高齢者虐待防止ネットワーク事業	高齢者支援課	高齢者の尊厳の保持の観点から、地域包括支援センターを中心に、区及び地域の関係機関等の連携により、高齢者虐待防止ネットワークの形成及びその運用を行います。
52	さまざまな暴力防止に向けた講座・講演会	人権推進課	男女がともに人権を尊重しあえるよう、さまざまな暴力の防止に関する講座や講演会を開催し、暴力防止の啓発を行います。
53	人権啓発紙による啓発	人権推進課	全戸配布の人権啓発紙において、交際相手や家族間の暴力、性暴力、セクハラ・パワハラなど職場における暴力の根絶に向けた啓発記事の掲載や情報提供などを行います。
54	【新規】 犯罪被害者支援のための取組	人権推進課	性暴力をはじめとした、犯罪被害者に対する二次被害防止のための周知・啓発等の活動及び犯罪被害者支援に関する事業の検討を行います。
55	ハラスメント相談・苦情処理委員会	人事課	セクシュアル・ハラスメントだけでなくパワー・ハラスメントにも対象を拡大し、問題解決、再発防止、抑止力としての委員会及び相談員を常設します。
56	「性と生殖に関する健康と権利」に関する事業	人権推進課	生涯にわたる女性の健康づくりや女性特有の健康問題、また、生殖に関して女性が主体的に考え自己決定を行うことなどについての情報提供や講座・講演会を行います。
57	児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進	指導室	児童・生徒等が生命・人間尊重、男女平等に基づく正しい異性観をもち、意思決定能力を身に付け、望ましい行動が取れるよう、発達段階に応じた適正な性教育を推進します。
58	エイズ・性感染症対策の充実	保健予防課	正しい知識の普及啓発によりエイズ・性感染症予防の充実を図ります。また、若年者の感染拡大予防のため、エイズ即日検査の実施及び性感染症予防教育を行います。
59	乳がん検診	健康推進課	30歳以上の女性を対象に、生まれ年(奇数・偶数)により隔年で乳がん検診を実施します。区内指定医療機関で視触診検査を受診できます。
60	子宮がん検診	健康推進課	20歳以上の女性を対象に子宮頸がん検診を実施します。最近6か月以内に不正出血等がある方には体がん検診も実施します。区内指定医療機関で受診できます。

	事業名	所管課	事業内容
61	【新規】 子宮頸がん予防ワクチン接種	健康推進課	がんの中で唯一予防できる子宮頸がんについて予防ワクチン接種費用を全額公費負担します。対象者は中学1年生相当(平成24年度)の女性で、接種は3回行います。
62	前立腺がん検診	健康推進課	60歳から74歳までの男性を対象に前立腺がん検診を実施します。葛飾区特定健康診査、特定健康診査追加健診、基本健診、長寿医療健康診査受診者は同時受診できます。
63	子育てママの健康チェック(母親健診)	健康推進課	3歳未満の子どもを持つ母親を対象に、無料で区内指定医療機関での健診を実施します。
64	妊婦健康診査	子ども家庭支援課	妊娠中の定期的な健康診査費用の一部を助成します。
65	特定不妊治療費助成事業	子ども家庭支援課	医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精及び顕微受精)に要する医療費の一部を助成し、不妊治療にかかる経済的負担を軽減します。
66	葛飾区基本健康診査	健康推進課	制度上、特定健康診査・長寿医療健康診査を受診できない生活保護受給者等を対象に、無料で区内指定医療機関での健診を受診できます。
67	20歳代・30歳代健康診査	健康推進課	20歳から39歳の区民を対象に、無料で区内指定医療機関での健診を実施します。
68	親と子のこころの相談室	子ども家庭支援課	産後に発症しやすい「産後うつ」の早期発見及び発症予防のため、精神科医等の診察やカウンセリングを実施し、親への早期支援を行います。
69	母親学級・ファミリー学級・休日パパママ学級	子ども家庭支援課	妊娠中・出産時の健康管理や親の役割を学習し、沐浴実習を行います。休日パパママ学級では、沐浴実習及び先輩パパママの子育て体験談を聞き、夫婦共同で行う育児について学習します。
70	メディア・リテラシー向上に向けた講座	人権推進課	TVニュース・新聞・インターネットなど情報が流通する媒体(メディア)を使いこなし、情報を取捨選択して活用する能力向上を目指した講座などを開催します。
71	行政の発行する印刷物等への男女平等の視点からの点検	人権推進課	区で印刷するパンフレット、ポスター、情報誌、資料等について男女平等の視点から定期的に点検するとともに、男女平等の視点が導入されるよう各課へ働きかけます。
72	地域における有害広告物・不健全図書の自動販売機の追放活動への支援	地域教育課	「性の商品化」解消を通し、青少年の健やかな育成を図ります。有害図書の自動販売機の撤去等、地域の環境浄化は住民の運動によるところが大きくなっています。

	事業名	所管課	事業内容
73	情報教育の推進 (情報教育担当職員研修)	指導室	子どもたちの情報活用能力の向上を図ることにより人権感覚をそなえたメディア活用能力の育成を図るため、各校の情報教育担当者の指導力向上研修会を実施します。
74	男女平等推進センターまつり(パルフェスタ)	人権推進課	男女平等推進センター登録団体の活動発表の場の提供と、広く区民に男女平等推進センターをアピールし、来館者に男女平等について考えるきっかけを提供します。
75	男女共同参画週間に向けた取組	人権推進課	男女共同参画社会の実現に向けた講座・講演会を開催します。毎年「広報かつしか」において男女共同参画週間の周知をします。
76	男女平等に関する講座・講演会	人権推進課	男女共同参画について広く関心を深めるための学習の機会・場を提供し、男女平等社会の実現をめざします。
77	啓発紙等の発行	人権推進課	男女平等に関する意識づくりや情報提供のための啓発紙及び啓発物を作成・配布します。
78	学校での人権教育の推進	指導室	児童・生徒等がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性を理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認められるようになること等を目標に人権教育を推進します。
79	学校における男女平等にかかわる適正な指導	指導室	「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ個人として尊重される本質的平等の理念の理解のため、男女平等教育を適正に推進します。
80	人権教育に関する研修等	指導室	教育委員会の教育目標や基本方針に記されている人権尊重の精神を児童・生徒にはぐくむため、教員の人権教育に関する知識や理解を深めるため研修を実施します。
81	男女平等教育を進めるための教員研修	指導室 人権推進課	教員自身の男女平等教育に関する理解を深めるため、全区立小中学校・幼稚園の人権教育担当者を対象に指導室と人権推進課との共催で研修会を実施します。
82	男女平等保育を進めるための保育士研修	保育管理課 人権推進課	男女の性別役割分業についての固定観念にとらわれず、個々の個性を大切にす保育推進を目的として、保育に携わる職員を対象に男女平等に関する研修会を実施します。
83	かつしか区民大学	生涯学習課	「多様な学びによる自己実現」、「地域に貢献できる人材育成」、「区民の参画・協働による運営」を重点方針とし、庁内連携を進め、男女平等、人権尊重を基調とした事業に取り組みます。
84	【新規】 固定的性別役割分担意識にとられない職業 観の育成	人権推進課	固定的性別役割分担意識にとらわれず、自分の興味や能力を活かす進路・職業を主体的に選択できるよう、女子高生や学生、その保護者を対象に講座・講演会を開催します。

	事業名	所管課	事業内容
85	能力発揮のための講座・講演会	人権推進課	育児経験等を職業スキルとして発展させる再就職・職業能力向上、コミュニケーション能力向上、多様な価値観の受容と自尊感情の確立のための講座・講演会を開催します。
86	企画講座(地域団体向け)	人権推進課	地域での男女平等の意識づくりを進めるため、男女平等に関する学習・講座開催を希望する地域団体に対し、希望に応じた講座企画を提案し、開催・運営を支援します。
87	審議会等への女性の積極的な登用	関係各課	区の審議会・委員会等への女性の登用について、所管する各課において積極的に取り組み、女性の参画比率を30%以上にします。
88	「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進	人権推進課	政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための指針を活用し、審議会等委員の改選時をとらえ、女性の参画をより積極的に働きかけます。
89	「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表	人権推進課	政策・方針決定過程にかかる審議会等委員について、女性委員の参画率を調査し、その結果を公表します。
90	区職員が昇任し活躍できる職場環境づくり	人材育成課	仕事の進め方を変えることで業務効率を高め、ワークライフバランスの取れた業務遂行を実現し、男性も女性も安心して昇任し活躍できる職場環境をつくります。
91	【新規】 地域の場における女性の参画調査	人権推進課	自治町会をはじめ、NPOやボランティア団体など地域で活躍している団体における役職などへの女性の参画状況について、調査を行い公表します。
92	高齢者クラブへの女性の参画の働きかけ	高齢者支援課	高齢者クラブ役員への女性の登用を呼びかけます。
93	地域活動への女性の参画の働きかけ	地域振興課	女性の地域活動への参画を促進するとともに、地域活動の活性化を図るため、女性が参画しやすい環境づくりや啓発を図ります。
94	ボランティア活動推進事業	福祉管理課 (社会福祉協議会)	社会貢献活動にとどまらず、より広がりをもった地域社会への参加や自己実現など、活動の動機や形態の多様化に伴い、さまざまなボランティア活動の支援を行います。
95	シニアボランティア養成講座	高齢者支援課	シニア世代が地域で生きがいを感じながら活動できるよう、社会参加のきっかけとなる講座を開催します。
96	市民活動参画に向けた相談・情報提供	地域振興課	男女がともに市民活動に参加するための普及啓発や相談・情報提供など、市民活動への参画を支援します。

	事業名	所管課	事業内容
97	介護予防地域パワー養成事業	高齢者支援課	介護予防事業の推進強化のために、地域において区民が主体的に取り組んでいけるよう、高齢者クラブや自治会等の団体を支援するボランティアを養成していきます。
98	男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信	人権推進課	人権や男女平等に関する啓発誌の発行、インターネットによる広報等を通じて、男女平等や男女共同参画の意識づくりを推進します。
99	男女平等に関する資料の収集・提供	人権推進課	図書資料室や関係機関との連携によって、男女平等・人権に関する情報や資料を収集し提供します。
100	各種相談事業	人権推進課	女性のさまざまな悩みに対して弁護士やカウンセラーが相談に応じます。男性の悩みごとについても、電話相談を行います。
101	【新規】 各種相談における一時保育事業	人権推進課	男女平等推進センターで行っている女性のための各種相談を気軽に利用できるよう、相談時間中の一時保育を実施します。
102	【新規】 数値目標の設定による進捗管理	人権推進課	課題ごとに数値目標を設定することで、より具体的に進捗状況の管理を行い、計画を推進します。
103	「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表	人権推進課	本計画の推進状況を毎年調査し、結果を区ホームページ等で公表します。
104	男女平等推進審議会	人権推進課	学識経験者や公募区民等による男女平等推進審議会において、計画の進捗状況を評価し、計画の推進が図れるよう努めます。
105	男女平等推進本部	人権推進課	男女平等推進計画の推進を図るため設置された庁内組織である推進本部を運営し、全庁を挙げて取組を進めています。
106	職員を対象とした男女平等研修	人材育成課	昇任時の職層研修及び組織係長着任時の研修において、男女平等を含む人権推進に関する科目を実施します。
107	大学、NPO等との交流・連携	人権推進課	大学、NPOなど地域の多様な主体と協働し、男女平等の大切さについての普及・啓発を進めます。
108	男女平等の諸施策の充実に向けての国・東京都への要請	人権推進課	区の権限を超える法の整備や諸制度の充実について、国や東京都へ要請します。また、他自治体や関係機関と積極的に連携を図り、施策の推進に取り組みます。

5 課題ごとの数値目標

課題ごとの数値目標

※第4次計画の中間年度に見直すこととする。

	課題	指標	現状値	計画期間中の目標値
目標1	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 (「内容まで知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計)	平成22年度 34.1%	平成27年度 50%以上
		「とうきょう次世代育成サポート企業」に登録している葛飾区の事業所数	平成22年度 31社	平成25年度 150社
	2 多様な働き方を支援する環境の整備	男性の『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』とする理想と現実の差	平成22年度 15.4%	平成27年度 10%
		認可・認証保育所、家庭福祉員における0～2歳児の定員数	平成21年度 3,524人	平成26年度 3,889人
目標2	1 あらゆる暴力の根絶	DV被害にあった女性が「相談した」という割合	平成22年度 42.2%	平成27年度 60%
		周知・啓発を目的としたパンフレット及び啓発カードを新たに作成・発行(若年層対象のデートDV防止・一般区民対象のDV防止)	—	平成28年度 5種類
目標2	2 お互いの性の尊重と健康支援	健康づくりに取り組んでいる人の割合	平成22年 68.4%	平成27年度 70.0%
		がん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺)受診率の平均	平成21年度 16.3%	平成24年度 21.1%
目標3	1 男女平等意識の確立	男女平等社会の進捗で「十分平等になってきている」「かなり平等になってきている」と思う人の割合(合計)	平成22年度 31.3%	平成27年度 40%
		「男女の共同参画が進んでいる」と思う人の割合	平成22年度 52.0%	平成27年度 54%
	2 あらゆる分野への男女の参画促進	男女平等推進センター(ウィメンズパル)の認知度	平成22年度 46.3%	平成27年度 65%
		審議会等の女性委員の割合	平成22年度末 24.4%	平成28年度 30%以上

6 資料編

葛飾区男女平等推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 男女平等推進施策（第7条・第8条）

第3章 男女平等推進審議会（第9条―第14条）

第4章 男女平等苦情調整委員会（第15条―第22条）

第5章 雑則（第23条）

付則

私たちは、すべての年代において、性による差別を受けることなく、女性も男性も多様な生き方を選択し、協力し合い、豊かな家庭生活や社会生活を営むことができる地域社会の実現を願っている。

もとより、個人の尊厳と法の下での平等は、日本国憲法で保障されているところである。また、世界人権宣言及び女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約も、性による差別を禁止している。

これらを受けて、わが国においては、男女差別を禁止する種々の法律が制定され、法律上は、男女の平等が保障されている。また、葛飾区においては、男女平等社会実現かつしかプランを策定し、積極的に男女平等社会を推進するための施策に取り組んできたところである。しかし、今なお、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会的な制度や慣行が残されており、そのために、人としての尊厳を保ちつつ、自らの選択に基づく多様な生き方を追求することが阻害されている状況がある。

ここに私たちは、男女が、生まれながらに持つ身体の違いを認めつつも、互いに人格を尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮し、協力し合う男女平等社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等社会の推進に関し、基本理念を定め、葛飾区（以下「区」という。）、区民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、区の基本的な施策を定めることにより、すべての区民が、多様な生き方を選択し、協力し合い、豊かな家庭生活や社会生活を営むことができる地域社会を築くことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自らの生き方を自らが主体的に選択し、対等な構成員として協力し合うことのできる社会をいう。
- (2) 区民 日本国籍を有するか否かにかかわらず、区内に在住し、在勤し、又は在学するすべての個人をいう。
- (3) 事業者等 区内に事務所又は事業所を有するもの及び区内において社会的活動を行

う団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等社会は、次に掲げる基本理念(次条において「基本理念」という。)に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会(方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。)を保障されること。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念に則り、男女平等社会を推進するための施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、区の施策又は事業を基本理念に則り実施するものとする。
- 3 区は、区民及び事業者等が男女平等社会の推進に向けて積極的に取り組むことができるように、それぞれの連携に努めるとともに、国、東京都、他の地方公共団体その他の関係機関と協力するものとする。
- 4 区は、男女平等社会を推進するに当たり、国際社会及び国内の動向と協調しつつ、これに取り組むように努めるものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、男女平等社会についての理解を深め、その推進に向けて取り組むように努めるものとする。

- 2 区民は、区が行う男女平等社会を推進するための施策又は事業に協力するように努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業活動又は社会的活動(次条第4号において「事業活動等」という。)を行うに当たり、男女平等社会についての理解を深め、その推進に向けて取り組むように努めるものとする。

第2章 男女平等推進施策

(男女平等推進施策)

第7条 区は、男女平等社会を推進するため、次に掲げる施策(以下「男女平等推進施策」という。)を行うものとする。

- (1) 男女平等社会の推進に必要な事項の調査研究、普及及び広報に関する施策
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすための支援に関する施策
- (3) 男女が、性別にかかわらず、区の審議会等の委員に登用され、区政に参画するための施策
- (4) 男女が、性別にかかわらず、事業者等が行う事業活動等において適正な評価を受け、

- その意欲と能力に応じて、事業活動等に参画するための施策
- (5) 女性の社会的、精神的及び経済的自立の支援に関する施策
 - (6) 家庭内等において、配偶者等に対し著しい身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為及びセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）を防止するための施策
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、男女平等社会を推進するために必要な施策

（推進計画）

第8条 区長は、男女平等推進施策を総合的に進めるための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 区長は、推進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、区民及び事業者等の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるとともに、葛飾区男女平等推進審議会に諮問しなければならない。
- 3 区長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。
- 4 区長は、推進計画の進捗状況について、毎年1回、葛飾区男女平等推進審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3章 男女平等推進審議会

（設置）

第9条 男女平等推進施策を推進するため、区長の附属機関として、葛飾区男女平等推進審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

（職務）

第10条 審議会は、区長の諮問に応じ、男女平等推進施策に関する重要な事項及び推進計画の策定又は変更について審議し、答申する。

- 2 審議会は、区長の求めに応じ、男女平等推進施策に関する事項及び推進計画の進捗状況について、意見を述べることができる。
- 3 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（組織）

第11条 審議会は、区長が任命する委員17人以内をもって組織する。

（任期）

第12条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第13条 審議会の会議は、公開とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(委任)

第 14 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

第 4 章 男女平等苦情調整委員会

(設置)

第 15 条 男女平等社会の推進を阻害する事項に関し区民から申立てのあった苦情（次条において「苦情」という。）を適正に処理するため、区長の附属機関として、葛飾区男女平等苦情調整委員会（以下この章において「苦情調整委員会」という。）を置く。

(職務等)

第 16 条 苦情調整委員会は、区長の求めに応じ、苦情について調査し、審議し、必要があると認めるときは、当該苦情に関係するものに対し助言又は是正の要望その他の措置を講ずるように区長に意見を述べることができる。

2 苦情調整委員会は、男女平等社会の推進を阻害する状況があると認めるときは、区長の求めがない場合においても、調査し、審議し、意見を述べるができる。

3 苦情調整委員会は、調査又は審議のため必要があると認めるときは、関係機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

4 区長は、第 1 項の規定により調査及び審議を求めたか否かにかかわらず、苦情の内容及びその処理について、苦情調整委員会に報告するものとする。

(任命)

第 17 条 苦情調整委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、3 人以内とし、人格が高潔で社会的信望が厚く、男女平等社会の推進に関し優れた識見を有する者のうちから区長が任命する。

(任期)

第 18 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第 19 条 区長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解任することができる。

2 委員は、前項の規定による場合を除いては、その意に反して解任されることがない。

(会議)

第 20 条 苦情調整委員会の会議は、非公開とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(守秘義務)

第 21 条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 22 条 この章に定めるもののほか、苦情調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章及び第 4 章の規定は、葛飾区規則で定める日から施行する。

葛飾区男女平等推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葛飾区男女平等推進条例（平成16年葛飾区条例第3号）第14条の規定に基づき、葛飾区男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 区民 4人以内
 - (2) 区内関係団体を代表する者 8人以内
 - (3) 学識経験者 3人以内
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者 2人以内
- 2 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を設けることができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

葛飾区男女平等推進本部設置要綱

6 葛総女第 29 号
平成 6 年 5 月 19 日
区 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 男女平等社会実現のため、葛飾区における総合的な計画を策定し、その推進を図るため、葛飾区男女平等推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女平等社会実現のための総合計画の策定に関する事。
- (2) 男女平等社会実現のための施策の総合調整及びその推進に関する事。
- (3) 男女平等推進計画の進捗状況の点検及び課題の検討に関する事。
- (4) その他男女平等社会実現のための施策に関し必要と認める事項

(構成)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、総務部担任の副区長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を総理する。
- 4 副本部長は、総務部担任以外の副区長の職にある者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者及び別表第 2 に該当する女性管理職の中から本部長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が召集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者を本部会議に出席させることができる。

(幹事会)

第 5 条 推進本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、本部会議に付議する事案について調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議し、本部長に報告する。
- 3 幹事会は、別表第 3 に掲げる職にある者及び女性管理職の中から幹事長が指名する者をもって充てる。
- 4 幹事会に幹事長を置く。
- 5 幹事長は総務部長の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事長は、幹事会の会務を総括する。
- 7 幹事会に副幹事長を置く。
- 8 副幹事長は、人権推進課長の職にある者をもって充てる。
- 9 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 10 幹事会は、幹事長が招集する。
- 11 幹事長は、特定の事項に関する協議を行う場合においては、幹事の一部をもって幹事会を開催することができる。

(推進委員会)

第6条 幹事に推進委員会を設置することができる。

2 推進委員会は、幹事長から付託された事項について調査、検討し幹事に報告する。

3 推進委員会は、区の職員で幹事長の指定する係長級の者をもって構成する。

4 推進委員会は、人権推進課長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年6月4日から施行する。

付 則 (平成11年5月11日区長決裁)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年4月28日12葛総人第35号)

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

付 則 (平成14年4月10日14葛総女第13号)

この要綱は、平成14年4月15日から施行する。

付 則 (平成15年4月10日15葛総女第6号)

この要綱は、平成15年4月15日から施行する。

付 則 (平成16年4月6日16葛総人第16号)

この要綱は、平成16年4月15日から施行する。

付 則 (平成17年4月1日17葛総人第25号)

この要綱は、平成17年4月12日から施行する。

付 則 (平成18年6月14日18葛総人第106号)

この要綱は、平成18年6月16日から施行する。

付 則 (平成19年4月1日19葛総人第41号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年4月1日21葛総人第19号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年9月7日21葛総人第209号)

この要綱は、平成21年9月10日から施行する。

付 則 (平成22年4月1日22葛総人第32号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年6月14日22葛総人第117号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1 男女平等推進本部員

教育長
政策経営部長
総務部長
特命担当部長
大学誘致推進担当部長
地域振興部長
産業経済担当部長
環境部長
福祉部長
保健所長
子育て支援部長
都市整備部長
都市施設担当部長
会計管理者
教育次長
教育振興担当部長
区議会事務局長

別表第2

福祉担当
保健担当
児童担当
青少年担当
女性政策担当(経験者を含む)

別表第3 男女平等推進本部幹事

総務部長
政策経営部政策企画課長
政策経営部経営管理課長
政策経営部広報課長
総務部総務課長
総務部秘書課長
総務部人権推進課長
総務部人事課長
総務部人材育成課長
地域振興部地域振興課長
環境部環境課長
福祉部福祉管理課長
保健所地域保健課長
保健所保健予防課長
子育て支援部育成課長
都市整備部街づくり調整課長
教育委員会庶務課長
教育委員会指導室長
教育委員会生涯学習課長

各部女性管理職

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなる問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、
次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、

機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する

差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護命令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地

の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する

委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
- (b) その数は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約または国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、い

つでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念

にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法律上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対す

る暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくさ

れることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過するまでの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命

令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やか

に、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活

の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更正のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

第4次葛飾区男女平等推進計画の策定経過

1 葛飾区男女平等推進審議会審議経過

年月日	会議名	審議内容
平成22年6月30日	平成22年度第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、会長・職務代理互選 ・区長より諮問 ・第4次計画策定について
平成22年9月13日	平成22年度第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次計画の基本的な考え方(案)について ・部会の設置について
平成22年10月26日	第1回WLB・女性の参画部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次計画の課題の整理
平成22年10月28日	第1回DV部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次計画の課題の整理
平成22年12月13日	第2回DV部会	<ul style="list-style-type: none"> 部会案として ・計画の体系(案)について ・計画の内容(案)について
平成22年12月14日	第2回WLB・女性の参画部会	<ul style="list-style-type: none"> 部会案として ・計画の体系(案)について ・計画の内容(案)について
平成23年1月20日	平成22年度第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方について(修正案) ・計画の体系について(修正案) ・計画の内容について(修正案)
平成23年6月27日	平成23年度第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方・計画の体系・計画の内容について(修正案) ・計画事業入り体系図(案)について ・計画事業一覧(案)について ・課題ごとの数値目標(案)について
平成23年7月26日	平成23年度第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次計画の修正案の確認
平成23年9月13日	平成23年度第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・区長への答申

2 庁内会議等

年月日	会議名	審議内容
平成22年6月11日 6月15日	平成22年度第1回男女平等推進本部幹事会 平成22年度第1回男女平等推進本部会	「第4次葛飾区男女平等推進計画」等及び葛飾区男女平等推進審議会について
平成22年7月15日 ～8月2日	「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」実施	
平成23年1月21日 1月25日	平成22年度第2回男女平等推進本部幹事会 平成22年度第2回男女平等推進本部会	第4次葛飾区男女平等推進計画について ・基本的な考え方(案) ・計画の体系(案) ・計画の内容(案) 計画事業選定調査依頼について
平成23年6月7日 6月15日	平成23年度第1回男女平等推進本部幹事会 平成23年度第1回男女平等推進本部会	第4次葛飾区男女平等推進計画について ・基本的な考え方(案) ・計画の体系(案) ・計画の内容(案) ・計画事業一覧(案) ・課題ごとの数値目標(案)
平成23年11月11日 15日	調整会議 庁議	第4次葛飾区男女平等推進計画(素案)について
平成23年12月14日 ～平成24年1月13日	区民意見提出手続(パブリック・コメント)実施	
平成24年1月30日 2月1日	平成23年度第2回男女平等推進本部幹事会 平成23年度第2回男女平等推進本部会	第4次葛飾区男女平等推進計画(案)について
平成24年2月27日 29日	調整会議 庁議	第4次葛飾区男女平等推進計画 策定

葛飾区男女平等推進審議会委員名簿

任期：平成22年6月～平成24年6月

委員氏名	選出区分	備考
野田 美穂子	男女平等推進審議会規則第2条1号から3号に掲げる者のほか区長が必要と認める者	
谷茂岡 正子	男女平等推進審議会規則第2条1号から3号に掲げる者のほか区長が必要と認める者	職務代理
戒能 民江	学識経験者	会長 DV部会長
しま・ようこ	学識経験者	
柚木 理子	学識経験者	WLB・女性の参画部会長
天野 浩恵	社会保険労務士会	
金子 榮子	葛飾区民生委員児童委員協議会	平成22年11月まで
岩城 堅司	葛飾区民生委員児童委員協議会	平成23年1月から
唐松 輝雄	葛飾区自治町会連合会	平成23年7月まで
片田 光男	葛飾区自治町会連合会	平成23年7月から
斉藤 勝治	東京商工会議所葛飾支部	
澤地 昌子	葛飾区私立保育園連盟	
杉江 由美子	かつしか女性会議	
高木 佐智子	連合葛飾地区協議会	
本田 好美	葛飾区小中学校校長会	
上田 郁子	公募	
小林 葉子	公募	
藤森 勝利	公募	
森川 元樹	公募	

(敬称略)

男女共同参画関連年表

年次	国際社会	国・東京都	葛飾区
昭和50年 (1975年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年(目標=平等・開発・平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する1974年のメキシコ宣言」採択 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 【国】 ・育児休業に関する法律の制定 ・総理府に婦人問題企画推進本部、婦人問題企画推進会議、婦人問題担当室設置 	
昭和51年 (1976年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年(～1985年10年間)」 	<ul style="list-style-type: none"> 【国】 ・民法一部改正(離婚後における婚氏続称制度の新設) 【東京都】 ・婦人問題総合窓口開設 	
昭和52年 (1977年)		<ul style="list-style-type: none"> 【国】 ・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 【東京都】 ・婦人相談センター開設 ・婦人問題会議の設置 	
昭和53年 (1978年)		<ul style="list-style-type: none"> 【国】 ・婦人問題企画推進本部ニュース創刊 【東京都】 ・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定 	
昭和54年 (1979年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択 	<ul style="list-style-type: none"> 【東京都】 ・婦人情報センター開設 	
昭和55年 (1980年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 「女子差別撤廃条約」署名式 	<ul style="list-style-type: none"> 【国】 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」署名 	
昭和56年 (1981年)	<ul style="list-style-type: none"> 「ILO総会にて」156号条約採択 	<ul style="list-style-type: none"> 【国】 ・婦人問題企画推進本部会議「国内行動計画後期重点目標」決定 【東京都】 ・「東京都婦人問題協議会」発足 	
昭和57年 (1982年)		<ul style="list-style-type: none"> 【国】 ・労働省「男女平等法制準備室」設置 	
昭和58年 (1983年)		<ul style="list-style-type: none"> 【東京都】 ・「婦人問題解決のための新東京都行動計画—男女平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定 	
昭和59年 (1984年)		<ul style="list-style-type: none"> 【国】 ・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布(父母両系主義等) 	
昭和60年 (1985年)	<ul style="list-style-type: none"> 「ILO総会」雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議採択 「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ) 「西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 【国】 ・「国籍法」の改正 ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律」(男女雇用機会均等法)公布 ・労働基準法一部改正 【東京都】 ・東京都婦人問題協議会「男女平等都政のすすめ方—男女平等の社会的風土づくり」報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題担当主査設置 ・葛飾区婦人問題懇談会設置 「婦人問題の解決に向けての取り組みのあり方について」(意見)
昭和61年 (1986年)		<ul style="list-style-type: none"> 【国】 ・「財」女性職業財団設立 ・婦人問題企画推進有識者会議発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かつしかの女性」創刊 ・「婦人問題に関する意識と生活実態調査」実施
昭和62年 (1987年)		<ul style="list-style-type: none"> 【国】 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 【東京都】 ・東京都婦人問題協議会「男女平等都政のすすめ方—21世紀へ向けての新たな展開」報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)葛飾区婦人会館等建設基本計画策定 ・第2次葛飾区婦人問題懇談会設置
昭和63年 (1988年)		<ul style="list-style-type: none"> 【東京都】 ・東京都婦人問題協議会「東京ウイメンズブラザ(仮称)基本構想」報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次婦人問題懇談会「(仮称)葛飾区婦人会館運営の基本的なあり方について」(意見)

年次	国際社会	国・東京都	葛飾区
平成元年 (1989年)		【東京都】 ・東京都婦人問題協議会「21世紀へ向け男女平等の実現を目指して—その課題と基本的考え方」報告	・第3次婦人問題懇談会設置 「婦人会館において実施する具体的な事業のあり方について」(意見) ・女性センターへ組織改正、女性センター開館
平成2年 (1990年)	・国際経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・葛飾区女性センター運営協議会設置 ・「女性の労働に関する意識と実態調査」実施 ・第1回女性センターまつり開催 ・「20歳のあなたへ」発行
平成3年 (1991年)		【国】 ・「育児休業等に関する法律」公布 ・婦人問題企画推進本部開催「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第1次改定)(総理府) ・「男女共同参加」から「男女共同参画」に改める 【東京都】 ・「女性の問題解決のための東京都行動計画—21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定 ・東京都男女平等推進基金設置 ・東京レディース・ハローワーク開設	・女性センター運営協議会 「女性センターにおける事業の計画並びに施設利用及び運営のあり方について」(意見) ・女性の地位向上施策推進委員会設置
平成4年 (1992年)		【国】 ・「介護休業制度等に関するガイドライン」策定(労働省) ・婦人問題担当大臣設置 【東京都】 ・組織名称を「婦人」から「女性」に変更 ・東京女性白書発行 ・「東京ウイメンズプラザ基本計画」発表 ・財団法人東京都女性財団設立	・女性センター運営協議会終了 ・「葛飾区女性の地位向上施策ガイドブック」発行 ・「女性の健康に関する意識と実態調査」実施 ・女性の海外派遣の実施(以降平成8年度まで実施) ・「葛飾区女性職員の能力活用の実態及び女性問題に関する意識調査」実施
平成5年 (1993年)	・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	【国】 ・中学校技術・家庭科共修実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)施行 【東京都】 ・東京都女性問題協議会「男女平等の社会的風土づくり—21世紀への旅立ち」報告	・第1回女性フォーラム開催 ・第5次葛飾区女性問題懇談会設置 「葛飾区後期実施計画における女性の地位向上に関する施策の方向について」(提言書) 「葛飾区第4次基本計画策定に向けての、女性問題関連施策のあり方及び推進方法について」(中間提言)
平成6年 (1994年)	・ILO総会「パートタイム労働に関する条約」採択 ・国際人口・開発会議開催(カイロ)	【国】 ・「雇用保険法等の一部を改正する法律」成立(育児休業給付制度創設) ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・行動計画スローガンは「男女共同参画社会」 ・「婚姻制度等に関する民法改正要綱草案」公表(法務省) ・「男女共同参画推進本部」設置	・女性政策担当課長設置 ・葛飾区男女平等推進本部設置(本部長・助役) ・第5次女性問題懇談会 「葛飾区女性行動計画の策定に関する提言」
平成7年 (1995年)	・第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言」及び「行動綱領」採択	【国】 ・「ILO156号条約」批准 ・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) 【東京都】 ・東京ウイメンズプラザ開館	・女性行動計画策定推進会議設置 「男女平等社会実現かつしかプラン—葛飾区女性行動計画—」(報告)
平成8年 (1996年)		【国】 ・男女共同参画2000年プラン—男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画—策定	・「男女平等社会実現かつしかプラン—葛飾区女性行動計画—」策定 ・女性政策課設置
平成9年 (1997年)		【国】 ・「男女雇用機会均等法」一部改正 ・労働基準法的女子保護規定の廃止が決定 ・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「介護保険法」公布 【東京都】 ・東京都女性問題協議会「男女が平等に参画するまち東京」報告	
平成10年 (1998年)		【国】 ・「中央省庁等改革基本法」成立 ・「労働基準法」の一部改正 【東京都】 ・「男女平等のための東京都行動計画—男女が平等に参画するまち東京プラン」策定	・女性行動計画中間見直しの実施

年次	国際社会	国・東京都	葛飾区
平成11年 (1999年)	・「女子差別撤廃条約選択議定書」採択	【国】 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 【東京都】 ・東京都女性問題協議会「男女平等参画の推進に関する条例の基本的な考え方について」報告	・「葛飾区職員セクシュアル・ハラスメント防止基本方針」決定
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」「成果文書」採択	【国】 ・「介護保険法」「児童虐待防止法」「ストーカー規正法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 【東京都】 ・「東京都男女平等参画基本条例」制定 ・女性と仕事の未来館開館	・女性政策課から人権推進課に組織名称を変更 ・女性行動計画策定推進会議設置
平成13年 (2001年)		【国】 ・「男女共同参画会議」設置 ・「男女共同参画局」設置(内閣府) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)成立 ・「育児休業法」改正(対象となる子の年齢引上げ等)	・「葛飾区男女平等推進計画」(第2次)策定
平成14年 (2002年)		【国】 ・「少子化対策プラスワン」策定 ・「改正育児・介護休業法」施行 【東京都】 ・男女平等参画のための東京都行動計画-チャンス&サポート東京プラン2002」策定	・葛飾区男女平等推進会議設置
平成15年 (2003年)		【国】 ・「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」施行	・葛飾区男女平等推進会議 「(仮称)葛飾区男女平等推進条例に盛り込むべき内容について 中間のまとめ」(報告)
平成16年 (2004年)		【国】 ・「DV防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定	・葛飾区男女平等推進審議会設置 ・「葛飾区男女平等推進条例」施行 ・「男女平等に関する意識と実態調査」実施
平成17年 (2005年)	・国連婦人の地位委員会(北京+10)開催(ニューヨーク)	【国】 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	
平成18年 (2006年)		【国】 ・「男女雇用機会均等法」一部改正 【東京都】 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	・「葛飾区男女平等推進計画(第3次)中間のまとめ」(報告)
平成19年 (2007年)		【国】 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 【東京都】 ・「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2007」策定	・「葛飾区男女平等推進計画」(第3次)策定
平成20年 (2008年)		【国】 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定	・施設予約システム稼働
平成21年 (2009年)	・女子差別撤廃委員会最終見解(第6回)	【国】 ・「育児・介護休業法」一部改正 【東京都】 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」策定 ・「中小企業のための仕事と生活の調和応援事業助成金」開始
平成22年 (2010年)	・国連婦人の地位委員会「北京+15」開催(ニューヨーク)	【国】 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」新合意 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	・「男女平等に関する意識と実態調査」実施
平成23年 (2011年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(LN Women)」設立	【国】 ・「パープルダイヤル-性暴力・DV相談電話-」実施	
平成24年 (2012年)			・「第4次葛飾区男女平等推進計画」策定

